

第3期 逗子市子ども・子育て支援事業計画

(骨 子 案)

<目 次>

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景・趣旨	1
1.1 計画策定の背景・主旨	1
1.2 計画の位置づけ	2
第2章 逗子の子ども・子育ての姿	4
1 自然に囲まれた住宅都市での地域の子育て	4
2 少子化の進行	4
3 晩婚化・未婚化の進行-少子化の要因	8
4 核家族化の進行	11
第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題	15
1 幼稚園、保育所等の現状	15
2 子育て環境を取り巻く課題	17
第4章 計画の基本的な考え方	19
①基本理念	19
②基本的な考え方	21
③計画の基本目標	21
第5章 基本目標における施策の方向と取組み	22
第6章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策	41
1 教育・保育提供区域の設定	41
2 保育の必要性の認定	41
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	42
4 幼児期の教育・保育	42
5 地域子ども・子育て支援事業	46
(1)利用者支援事業	47
(2)地域子育て支援拠点業務	47
(3)妊婦に対する健康診査	49
(4)乳児家庭全戸訪問事業	50
(5)養育支援訪問事業	51
(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)	51
(7)子育て援助活動支援事業(就学後)	52
(8)一時預かり事業	53
(9)延長保育事業	55
(10)病児・病後児保育事業	55
(11)放課後児童クラブ事業	56
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	57
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	57

第 7 章 計画の進行管理	58
1 計画の推進体制	58
2 計画の進行管理	58
参考	60
1 子育て支援施策の現状	60
2 若者の意見収集	80

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

1.1 計画策定の背景・主旨

日本は、少子・高齢化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、さらに経済的に困難な状況から連鎖する子どもの貧困問題、児童虐待など子どもや家庭を取り巻く環境は変化しており、子どもが生まれ育つ環境を社会全体で支えていくことが継続的な課題となっています。

このような社会情勢の中、国は少子化対策として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を定め、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートさせます。

また、令和5年4月にはこども政策の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進するため「こども家庭庁」が発足します。同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されます。

逗子市では、「逗子市次世代育成行動計画」を踏まえながら、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として平成27年度から始まる「第1期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実、地域と力を合わせてともに育むまちづくりを目指し推進してきました。

そして、第1期計画の最終年度である令和元年度に策定した「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了することから、令和7年度から令和11年までの「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定するものです。

この計画では、「こども基本法」を踏まえ、国の「こども大綱」及び都道府県こども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画」と考え方を合わせながら、同法に規定されている「市町村こども計画」を包含して策定しています。

第2期同様に、より一層総合的な支援体制を推進し、地域と力を合わせてともに育むまちづくりができるよう切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

1.2 計画の位置づけ

(1) 基本的考え方

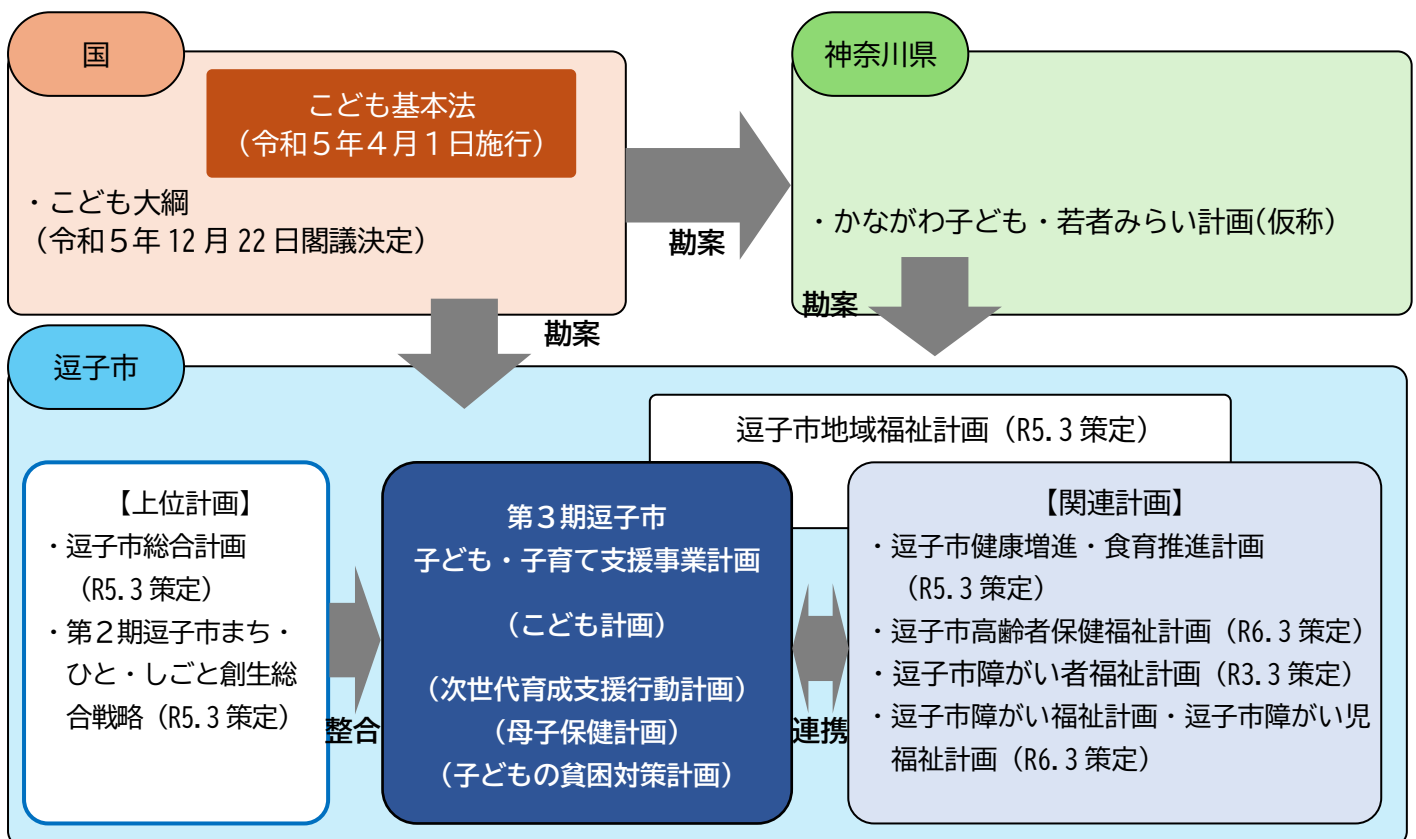
本市では「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく法定計画として、5か年を1期とする「逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現在までこども・若者施策及び子育て支援施策を総合的に推進しています。

第2期事業計画の計画期間が令和6年度で終了となることから、今年度、第3期事業計画を策定しました。

令和5年4月、新たに「こども基本法」が施行され、市町村は、国の「こども大綱」等を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされました。事業計画は、第1期から「こどもにとって」という視点を第一に掲げて策定し、取組を推進しており、「こども基本法」や「こども大綱」との親和性が高いことから、第3期事業計画では、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」としても位置付け、一体的に推進していきます。

(2) 他計画との関係イメージ

さまざまな分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」などの上位計画や「逗子市地域福祉計画」などの関連計画と整合性を持ったものとしています。



(3)計画の期間

本計画は、令和7年度から令和 11 年度の 5 年間を計画期間とします。なお、5 年間の計画期間中であっても、状況の変化が生じた場合は、適宜必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

逗子市	H27	～	R1	R2	～	R6	R 7	～	R11
子ども・子育て 支援事業計画	第 1 期			第 2 期			第 3 期		

(4)計画の対象

この計画の対象は、30歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊婦を含むこれから子育てを始めようとする家庭です。

第2章 逗子の子ども・子育ての姿

1 自然に囲まれた住宅都市での地域の子育て

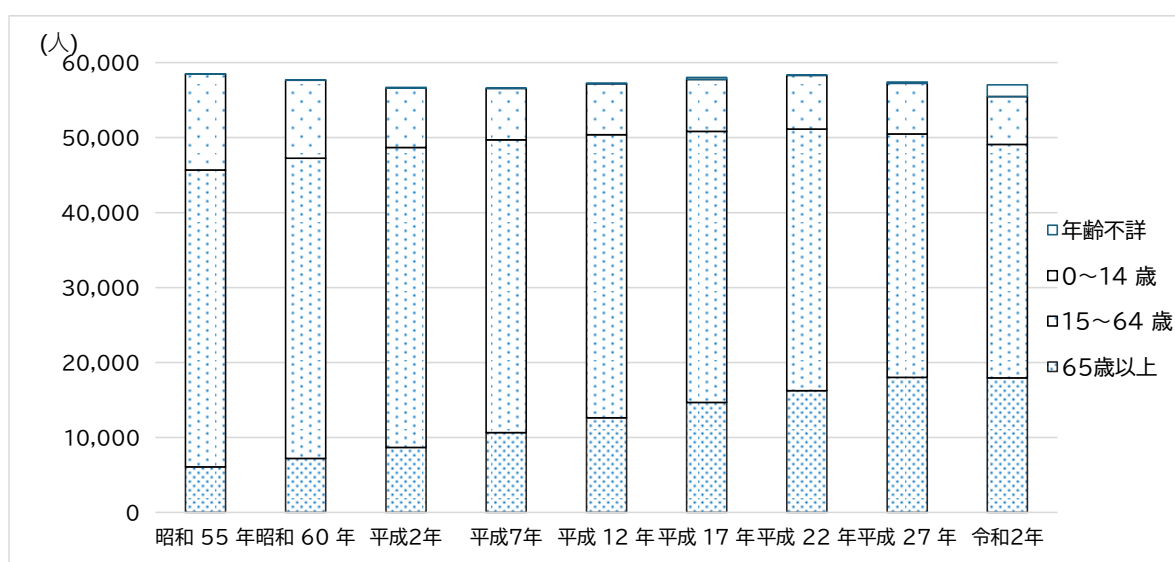
(1)令和5年度に実施した「逗子市こども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の実施及び集計分析業務」において、逗子で子育てして良かったことの質問に「海や山等の自然が豊か」と答える方が圧倒的に多く、本市の都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」に象徴されるように、都市化のなかで逗子市が守ってきた自然環境の豊かさは市民共通の誇りであり、心の豊かさ、自然環境と社会環境の調和を目指す住宅都市となっています。また、子育てサークルや母親同士等の助け合い活動など地域住民の主体的な活動も行われています。

(2)少子化・晩婚化・未婚化といった社会状況のなかで、子どもの有無に関わらず、社会全体の利益につながるよう子ども子育て支援事業を充実することが必要です。

2 少子化の進行

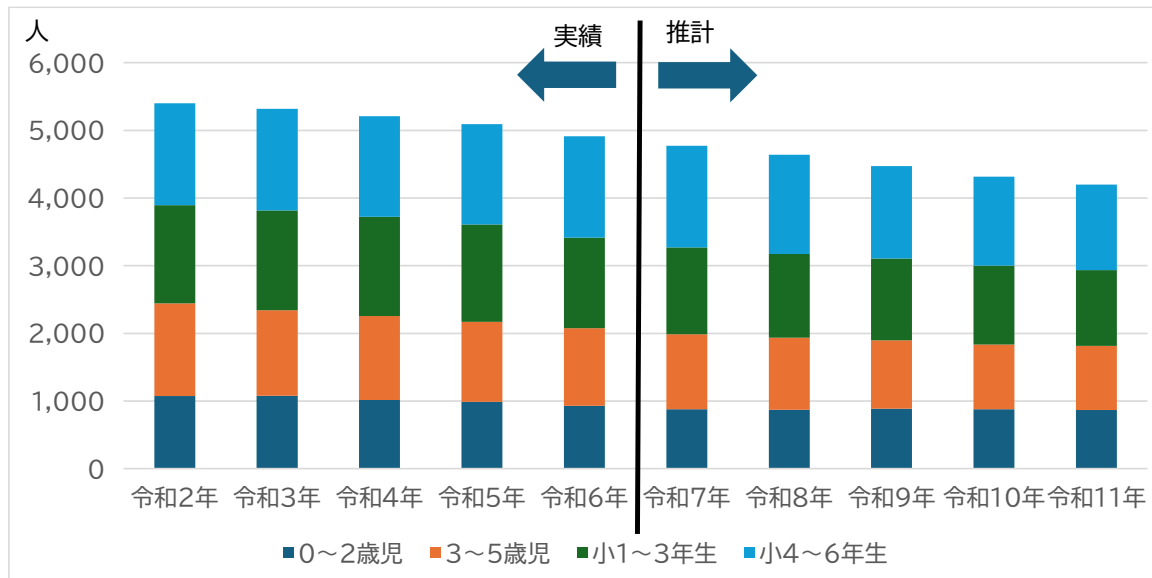
(1)人口の推移

本市の年少人口(0～14 歳)は減少傾向にあり、生産年齢人口(15～64 歳)も同様です。半面、高齢者人口(65 歳以上)は増加しています。



(2)子ども人口の推移と推計

本市の0歳児から11歳児(小学6年生)までの人口をみると、減少傾向にあり、今後もそれは続いていくと推測されます。

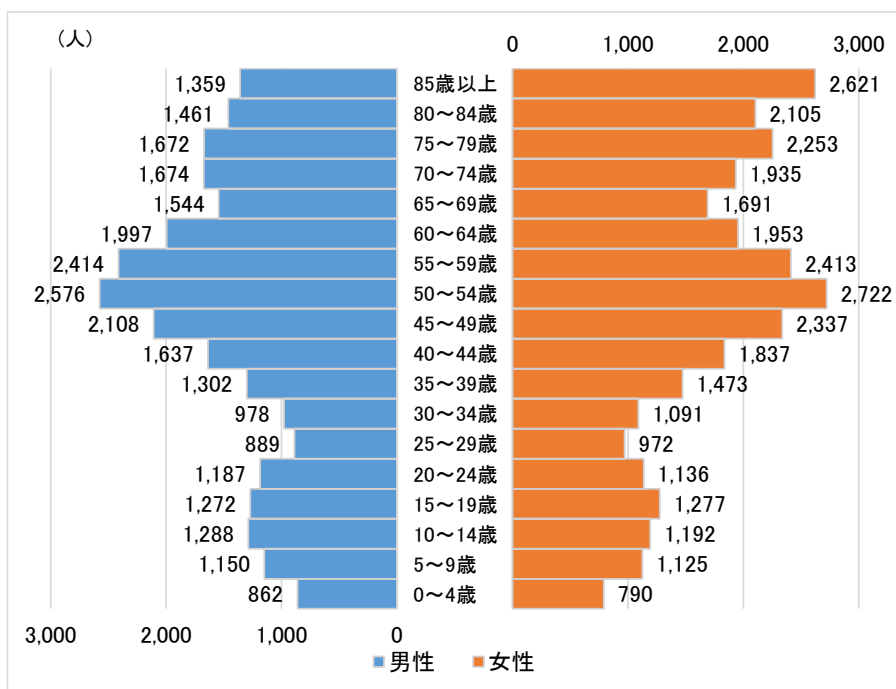


区分	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
0～2歳児	1,076	1,078	1,017	989	929	880	870	889	879	868
3～5歳児	1,369	1,265	1,239	1,182	1,147	1,106	1,066	1,010	958	947
小1～3年生	1,449	1,475	1,469	1,441	1,341	1,286	1,239	1,207	1,166	1,122
小4～6年生	1,507	1,500	1,483	1,481	1,496	1,502	1,467	1,367	1,312	1,264
計	5,401	5,318	5,208	5,093	4,913	4,774	4,642	4,473	4,315	4,201

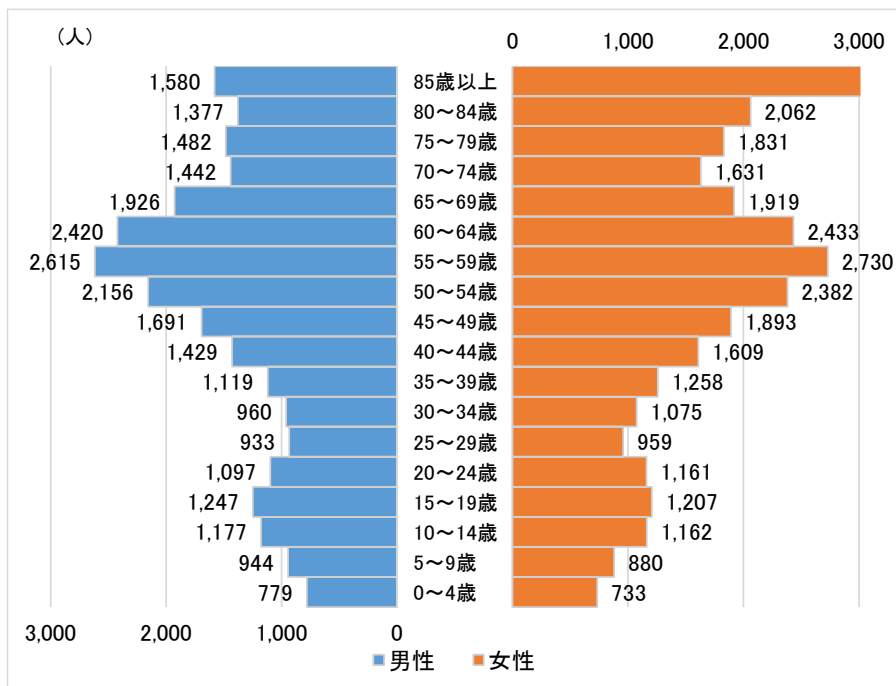
【住民基本台帳 各年3月31日現在】 単位: 人

なお、住民基本台帳からみた全体の人口構造は、令和6年4月1日の実際の人口が計画最終年の令和11年4月1日の推計人口に、以下のように推移することが見込まれています。
少子化傾向がますます進んでいきます。

令和6年



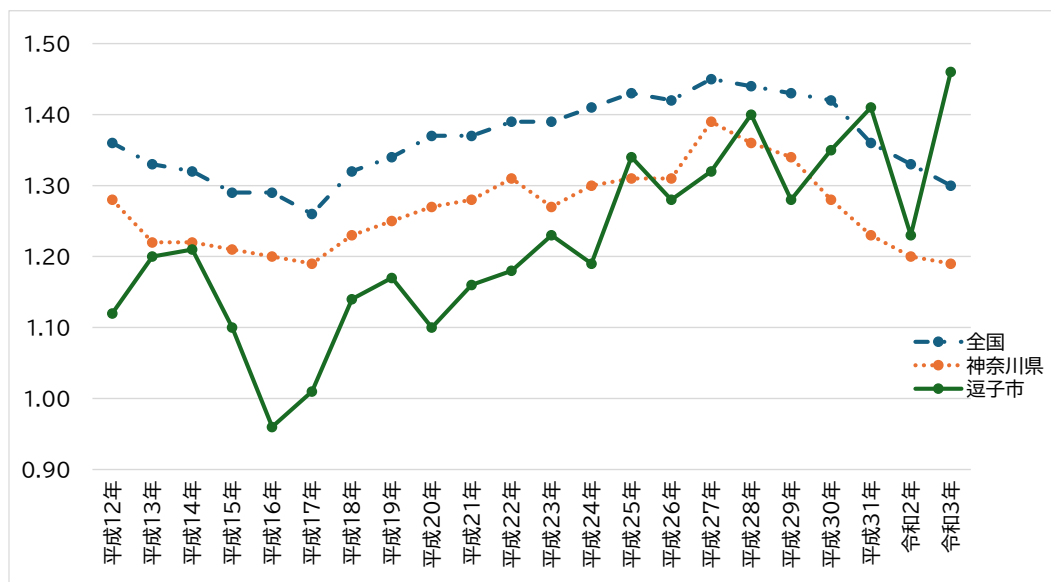
令和11年



③出生数・出生率(合計特殊出生率)の推移

本市は全国及び神奈川県と比べて合計特殊出生率は低くなっています。ただ、全国及び神奈川県と同様、合計特殊出生率が平成17年以降は上昇傾向にあります。平成27年以降は下降傾向に転じています。

人口維持に必要とされる合計特殊出生率は2.07とされています。

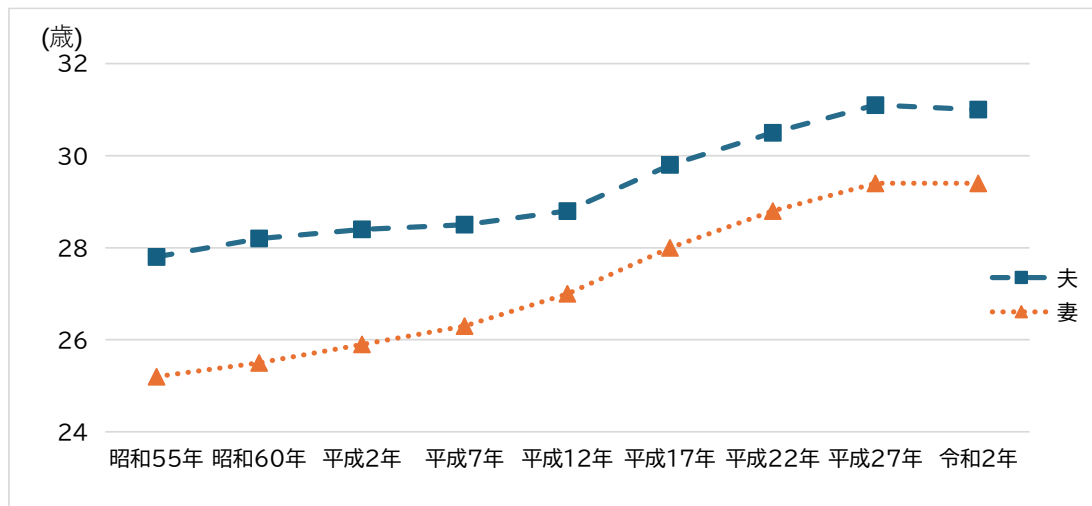


区分	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
全国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39
神奈川県	1.28	1.22	1.22	1.21	1.2	1.19	1.23	1.25	1.27	1.28	1.31
逗子市	1.12	1.2	1.21	1.1	0.96	1.01	1.14	1.17	1.1	1.16	1.18
区分	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
全国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.3
神奈川県	1.27	1.3	1.31	1.31	1.39	1.36	1.34	1.28	1.23	1.2	1.19
逗子市	1.23	1.19	1.34	1.28	1.32	1.4	1.28	1.35	1.41	1.23	1.46

3 晩婚化・未婚化の進行-少子化の要因

(1)初婚年齢

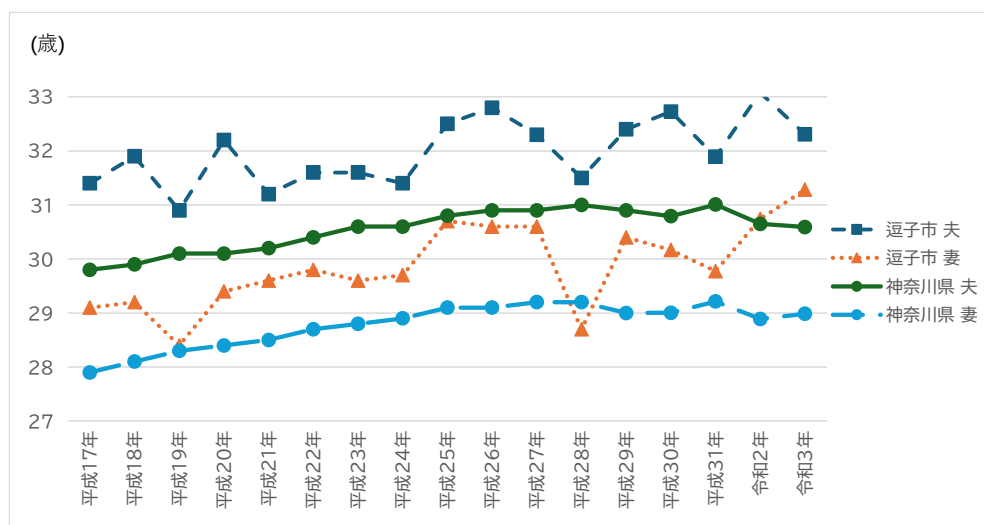
全国の初婚年齢を見ると、夫・妻ともに上昇の一途をたどり、平成22年には夫の初婚年齢は30歳を超えています。



区分	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
夫	27.8	28.2	28.4	28.5	28.8	29.8	30.5	31.1	31.0
妻	25.2	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0	28.8	29.4	29.4

【人口動態調査】単位:歳

これを本市・神奈川県でみると、全国と同様に上昇傾向にあります。
 なお、本市は県全体よりも初婚年齢が高い傾向にあります。



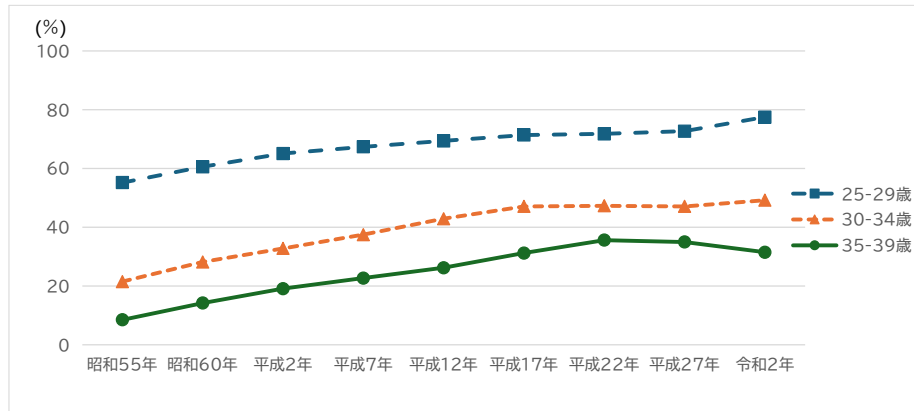
区分	逗子市		神奈川県	
	夫	妻	夫	妻
平成 17 年	31.4	29.1	29.8	27.9
平成 18 年	31.9	29.2	29.9	28.1
平成 19 年	30.9	28.4	30.1	28.3
平成 20 年	32.2	29.4	30.1	28.4
平成 21 年	31.2	29.6	30.2	28.5
平成 22 年	31.6	29.8	30.4	28.7
平成 23 年	31.6	29.6	30.6	28.8
平成 24 年	31.4	29.7	30.6	28.9
平成 25 年	32.5	30.7	30.8	29.1
平成 26 年	32.8	30.6	30.9	29.1
平成 27 年	32.3	30.6	30.9	29.2
平成 28 年	31.5	28.7	31.0	29.2
平成 29 年	32.4	30.4	30.9	29.0
平成 30 年	32.7	30.2	30.8	29.0
令和元年	31.9	29.8	31.0	29.2
令和 2 年	33.1	30.7	30.7	28.9
令和 3 年	32.3	31.3	30.6	29.0

【神奈川県衛生統計年報】単位:歳

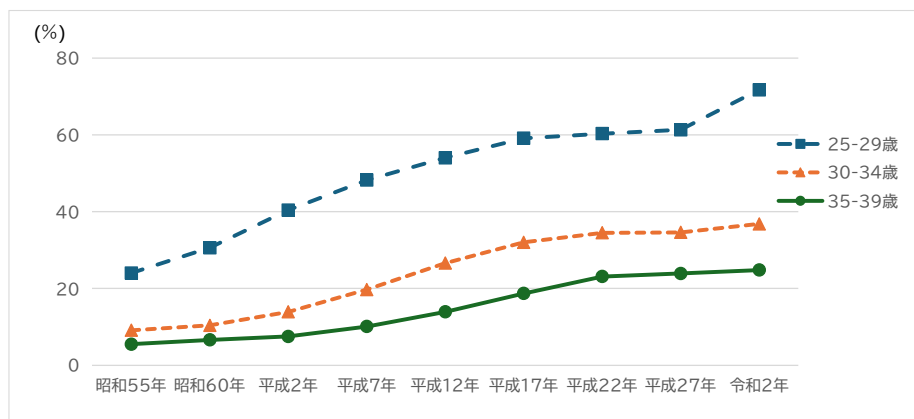
(2)未婚率の増加

未婚率を全国で見ると、令和2年度の「35～39歳」の男性の未婚率を除き、「25～29歳」から「35～39歳」まですべての年齢階級において、男女問わず上昇傾向にあります。

<男性>



<女性>



男性	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
25-29歳	55.2	60.6	65.1	67.4	69.4	71.4	71.8	72.7	77.5
30-34歳	21.5	28.2	32.8	37.5	42.9	47.1	47.3	47.1	49.2
35-39歳	8.5	14.2	19.1	22.7	26.2	31.2	35.6	35.0	31.5
女性	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
25-29歳	24	30.6	40.4	48.2	54.0	59.1	60.3	61.3	71.7
30-34歳	9.1	10.4	13.9	19.7	26.6	32.0	34.5	34.6	36.8
35-39歳	5.5	6.6	7.5	10.1	13.9	18.7	23.1	23.9	24.8

【国勢調査 全国】単位:%

4 核家族化の進行

(1)核家族の割合

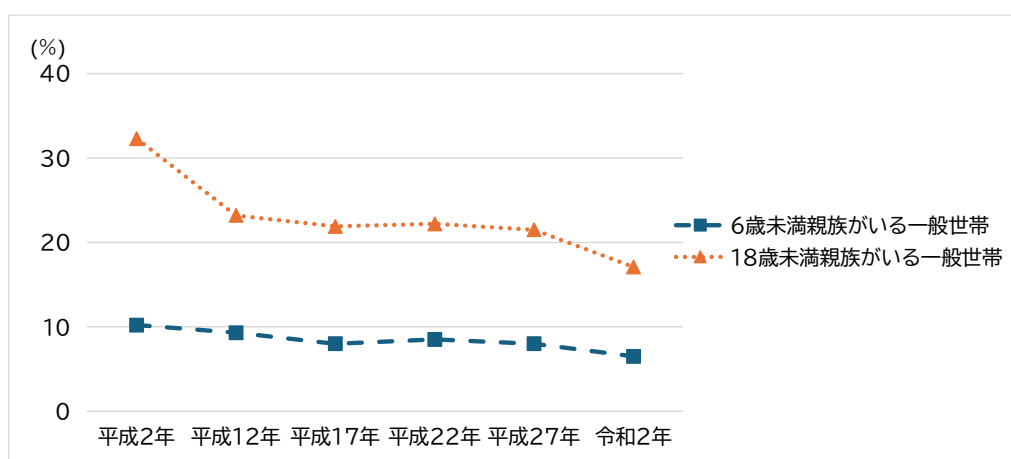
本市の家族構成をみると、核家族世帯が70%近くを占めて、最も多くなっています。ここから「夫婦と子ども」「ひとり親と子ども」を抜き出してみると、総じて減少傾向にありますが、両者を合わせて40%を超えています。

一般世帯構成

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
①核家族世帯	15,133	69	15,698	68.5	16,252	68.2	16,249	67.6	15,892	64.0
夫婦のみ	5,419	24.7	5,980	26.1	6,161	25.9	6,194	25.8	6,328	25.5
夫婦と子ども	7,876	35.9	7,696	33.6	7,809	32.8	7,687	32.0	7,207	29.0
ひとり親と子ども	1,838	8.4	2,022	8.8	2,282	9.6	2,368	9.9	2,357	9.5
男親と子ども	310	1.4	309	1.3	334	1.4	380	1.6	347	1.4
女親と子ども	1,528	7	1,713	7.5	1,948	8.2	1,988	8.3	2,010	8.1
②三世帯家族等	1,980	9	1,791	7.8	1,499	6.3	1,154	4.8	1,247	5.0
③非親族世帯	80	0.4	115	0.5	171	0.7	129	0.5	188	0.8
④単独世帯	4,743	21.6	5,326	23.2	5,908	24.8	6,508	27.1	7,510	30.2
総世帯数（一般世帯①～④の合計）	21,936	100	22,930	100	23,830	100	24,040	100	24,837	100

【国勢調査 逗子市】

(2)子どものいる世帯(一般世帯構成のうち)



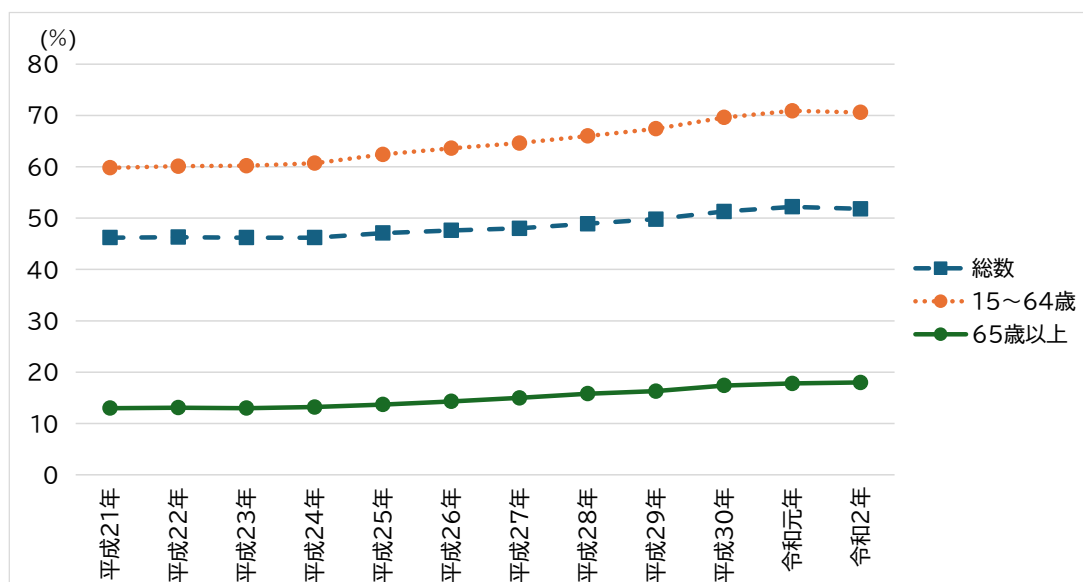
区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
6歳未満親族がいる一般世帯	2,047	9.3	2,033	8.0	2,025	8.5	1,918	8.0	1,611	6.5
18歳未満親族がいる一般世帯	5,098	23.2	5,031	21.9	5,299	22.2	5,180	21.5	4,241	17.1

【国勢調査 逗子市】

5 女性の社会進出

(1) 女性の就業率の推移

女性の就業率を全国でみると、上昇傾向にあります。

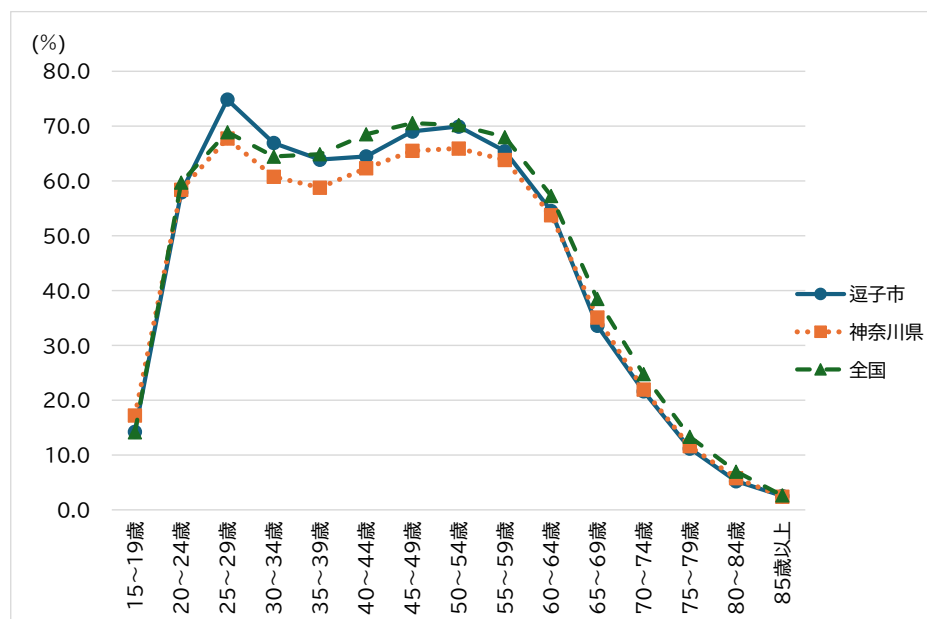


区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総 数	46.2	46.3	46.2	46.2	47.1	47.6
15～64 歳	59.8	60.1	60.2	60.7	62.4	63.6
65 歳以上	13.0	13.1	13.0	13.2	13.7	14.3
区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総 数	48.0	48.9	49.8	51.3	52.2	51.8
15～64 歳	64.6	66.0	67.4	69.6	70.9	70.6
65 歳以上	15	15.8	16.3	17.4	17.8	18.0

【労働力調査 全国】単位:%

(2)女性の年齢別就業率

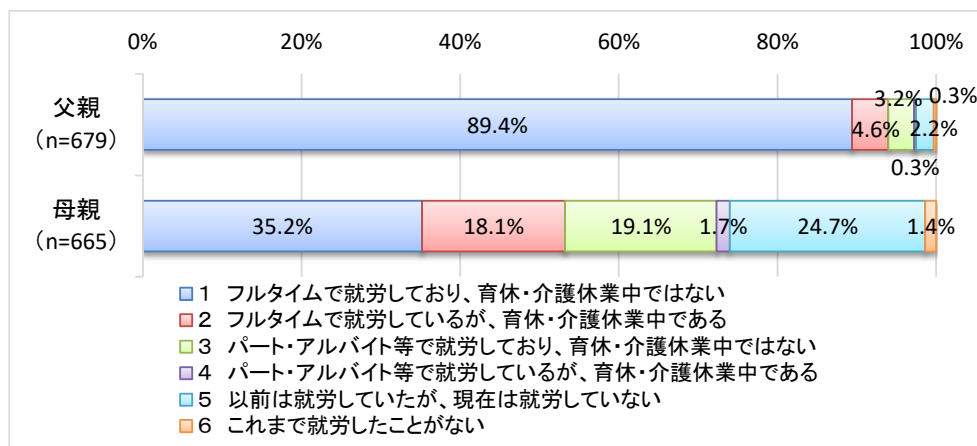
本市の女性の就業率を年齢区分でみると、「25～29 歳」でひとつの山を迎え、「35～39 歳」まで落ち込み、その後「45～49 歳」まで上昇を続ける、緩やかな M 字型就業構造になっています。



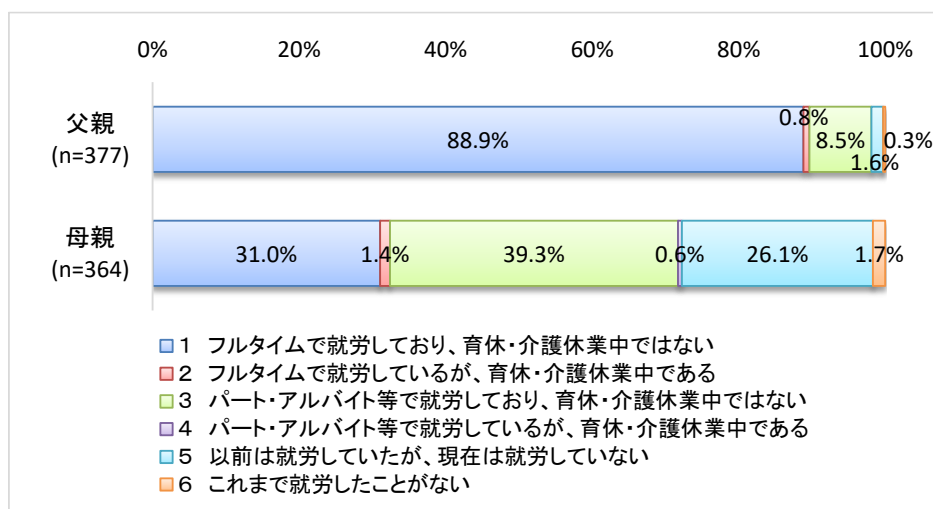
区分	逗子市	神奈川県	全国	区分	逗子市	神奈川県	全国
15～19 歳	14.2	17.2	14.2	55～59 歳	65.4	63.8	68.0
20～24 歳	57.9	58.4	59.7	60～64 歳	54.6	53.8	57.3
25～29 歳	74.9	67.8	68.9	65～69 歳	33.6	35.1	38.5
30～34 歳	66.9	60.8	64.5	70～74 歳	21.6	22.0	24.8
35～39 歳	63.9	58.8	64.9	75～79 歳	11.2	11.6	13.3
40～44 歳	64.5	62.3	68.5	80～84 歳	5.2	5.8	7.0
45～49 歳	69.0	65.5	70.6	85 歳以上	2.5	2.4	2.6
50～54 歳	69.9	65.9	70.2	【国勢調査 令和 2 年】 単位:%			

(3)子育て家庭の就業状況

未就学児調査によると、母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中でない」が35.2%で最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が24.7%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が19.1%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が18.1%で続き、就労している方と就労しているが休業中の方を合わせると74.1%となっています。



小学生調査によると、母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が39.3%で最も多く、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が31.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.1%、「これまで就労したことがない」が1.7%で続きます。なお、就労している方及び就労しているが休業中の方は合わせて72.3%に上ります。



第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題

1 幼稚園、保育所等の現状

(1) 現在の制度の概要

認可保育所は公立保育所及び民間保育所で構成され、民間保育所の多くは社会福祉法人が運営しています。一方、幼稚園は県内市町によって若干公立幼稚園がありますが、ほとんど(逗子市内はすべて)私立幼稚園として主に学校法人が運営し、私立学校という位置づけです。また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定子ども園、認可外保育施設などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども達、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子ども達の利用料が無償化されました。

事業名		概要	市内 対象施設数
幼稚園		3歳～就学前の子どもを対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施しています。教育基本法、学校教育法に基づきます。	5
認定子ども園		幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。教育基本法等に基づきます。	1
認可保育所		0歳～就学前の子どもを対象に、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。児童福祉法に基づきます。	7
地域型保育事業 (0～2歳対象)	家庭的保育事業	保育者の居宅その他の場所や施設で家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に行う保育事業です。	1
	小規模保育事業	保育者の居宅その他の場所や施設で家庭的保育に近い雰囲気のもと行う保育事業です。利用定員は6人～19人です。	4
	事業所内保育事業	事業主等を事業主体として、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに対して行われる保育事業です。	0
	居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な子どもの居宅で行われる保育事業です。	0
認可外保育施設		認可を受けていない保育施設です。神奈川県では総称して私設保育施設と呼んでいます。保護者と施設の個人契約で利用します。運営内容は保育所保育指針を踏まえることが求められています。	2
企業主導型保育事業		企業が週2日程度の就労や夜間、休日出勤など、従業員の多様な働き方に対応した保育施設の設置・運営の費用を国が助成する事業です。	2

①市内未就学児の入所状況

			1号	2号	3号			合計
					0歳	1歳	2歳	
① 特定教育・保育施設	認定こども園 (幼保連携型)	市内	0	0	0	0	0	0
		市外	5	2	0	0	0	7
	認定こども園 (幼稚園型)	市内	24	34	0	7	7	72
		市外	0	1	0	0	0	1
	認定こども園 (保育所型)	市内	0	0	0	0	0	0
		市外	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (地方裁量型)	市内	0	0	0	0	0	0
		市外	0	0	0	0	0	0
	認可保育所	市内		414	44	115	132	705
		市外		17	1	2	5	25
	施設型給付対象幼稚園	市内	165					165
		市外	127					127
	小計	市内	189	448	44	122	139	942
		市外	132	20	1	2	5	160
② 確認を受けない幼稚園		市内	15					15
		市外	66					66
③ 特定地域型保育事業	小規模保育事業(A型)	市内		0	4	32	37	73
		市外		0	0	0	0	0
	小規模保育事業(B型)	市内		0	0	0	0	0
		市外		0	0	0	0	0
	小規模保育事業(C型)	市内		0	0	0	0	0
		市外		0	0	0	0	0
	家庭的保育事業	市内			2	1	2	5
		市外			0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業	市内			0	0	0	0
		市外			0	0	0	0
	事業所内保育事業 (定員 20 人以上)	市内			0	0	0	0
		市外			0	0	0	0
	事業所内保育事業 (小規模A型基準)	市内			0	0	0	0
		市外			0	0	0	0
	事業所内保育事業 (小規模B型基準)	市内			0	0	0	0
		市外			0	0	0	0
小計	市内		0	6	33	39	78	
	市外		0	0	0	0	0	
④ 認可外保育施設		市内		69	-	-	-	69
		市外		27	-	-	-	27

(2) 保育所待機児童の推移

(毎年度4月1日)

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
待機児童数	3歳未満児	21	4	10	10	6
	3歳以上児	1	1	3	1	0
	計	22	5	13	11	6
園指定含む	3歳未満児	17	9	11	13	10
	3歳以上児	6	5	1	2	0
	計	23	14	12	15	10

2 子育て環境を取り巻く課題

前章で整理した現状把握及び各アンケート調査からみえる子育て環境を取り巻く課題を以下に整理します。

【子育て環境を取り巻く課題】	
<子育て世代の保護者>	
課題①：潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保と質の充実	
課題②：安心して子育てできる環境の整備	
課題③：分かりやすい子育て情報の発信と充実	
課題④：相談体制の充実	
課題⑤：ハード面での子育て支援	
<子ども>	
課題⑥：子育てを支援する地域づくり	
<子育て関連事業者>	
課題⑦：子どもたちの放課後の安全で安心な居場所作り	
課題⑧：サービスの質の向上に向けた支援	

課題①：潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保と質の充実

育児休業取得率は向上しているものの、子どもの保育所入所のタイミングに合わせ育児休業期間を調整しているケースや、予定より早く職場に復帰しているケースが多く見られます。

保護者の就業形態に合わせ、潜在的なニーズも含めた待機児童を解消するため、一時預かりの活用やその他制度の充実等総合的な観点からの教育・保育の量や質の充実を確保する必要があります。

課題②：安心して子育てできる環境の整備

妊娠中や出産後にかかわらず子育てについて不安を感じ、自信を持ってない人が過半数を占め、多くの人々が「育児相談」や「母親の健康面の相談」等子育てへの支援をこれまで以上に求めています。また、「自分の自由になれる時間が持てない」等子育てに自分の時間がとられ、時間に余裕がない状態にある親が多くみられます。

そのような状態から日常の子育てを楽しく安心して行うために、必要なサービスを多くの保護者が求めています。親がリフレッシュできる場所や機会の提供も含め、主体的に子育てができる環境整備が求められます。

課題③：分かりやすい子育て情報の発信と充実

子育ての不安の解消や、より豊かな子育てをするためにも、遊びや交流の場、子育て講座等の情報は重要です。現在広報ずしやホームページ、ずし子育てわくわくメール等の媒体を活用して発信をしていますが、インターネットを活用しつつも紙媒体のニーズも高いため、情報発信に関して、情報の精査だけでなく提供手法の充実が求められています。必要な人が必要なときに必要な情報が得られる手段を確立するとともに、子育てを通じて人と人がつながるまちづくりを目指す必要があります。

また、様々な子育てに関連する団体と連携しながら、地域での子育てに関する情報の提供を充実させる必要があります。

課題④：相談体制の充実

子育てに関する不安や悩み等を抱える親が増加傾向にあり、専門家による相談体制を構築してきましたが、子どもの貧困問題や虐待等、子ども・子育てを取り巻く社会環境は変化しているため、現在の相談体制をより一層親子に寄り添う取組みにすることが必要です。結婚や妊娠中から出産後、子どもの成長に合わせた切れ目のない相談体制を構築します。

課題⑤：ハード面での子育て支援

子育てをしていて特に困ることや困ったこととして、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」、「子どもが安全に通れる道路がないこと」、「安心して子どもを遊ばせる場所がないこと」が多く挙げられていますが、抜本的な改善に至っていない状況です。道路など移動に必要なインフラの改良とともに、公園の遊具の充実等遊び場も充実させる必要があります。

課題⑥：子育てを支援する地域社会づくり

親だけが子育てを担うものではなく地域の協力が大切です。家族や地域におけるふれあいの場や機会が減少し、家族や地域社会において世代間の交流が希薄になっています。

子育て中の親はもちろんのこと、企業等職場の関係者、学校関係者、地域の人たちそれぞれに理解される仕組みづくり等を通して世代間の交流が促進される必要があります。

課題⑦：子どもたちの放課後の安全で安心な居場所作り

家庭や学校を含め、過ごす場所や時間、人との関係性全てが、子どもや若者にとっての「居場所」になりえます。また、少子化やコロナ禍での人との非接触期間があったことによる子ども同士の育ち合い、学び合いの機会が減少し交流が希薄になってきています。

公共施設や公的サービスのみならず民間施設やサービスを含めた、子どもや若者が過ごす「居場所」を提供する取組みを検討する必要があります。

課題⑧：サービスの質の向上に向けた支援

一時利用や自由なタイミングでの利用等ニーズが多様化している中、提供する子育て関連事業者の人員体制や設備が整っていないのが現状です。

より良いサービスの質の向上に向けた支援を子育て関連事業者と一緒に検討していくことが求められています。

第4章 計画の基本的な考え方

① 基本理念

誰もが心豊かに子どもを**まんなか中心**とした子育てができるまち
逗子

~~こどもみんなが大切にされ、健やかに成長し、意見をいえるまちとなるように。~~

子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように。

~~子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように。~~

まち全体が、子どもも親も共に**喜びを実感**し育まれる豊かな環境となるように。

【子育て環境を取り巻く課題】

<子育て世代の保護者>

課題①：潜在的なニーズも含めた教育・
保育の量の確保と質の充実

課題②：安心して子育てできる環境の整備

課題③：分かりやすい子育て情報の発信と充実

課題④：相談体制の充実

課題⑤：ハード面での子育て支援

<子ども>

課題⑥：子育てを支援する地域社会づくり

<子育て関連事業者>

課題⑦：子どもたちの放課後の安全で
安心な居場所作り

課題⑧：サービスの質の向上に向けた
支援

【基本理念】

<基本理念 1 ~~2~~>

~~こどもみんなが大切にされ健やかな成長と意見を表明できるまちとなるように。~~

~~子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように。~~

<基本理念 2 ~~4~~>

子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように。

<基本理念 3>

まち全体が、子どもも親も共に**喜びを実感**し育まれる豊かな環境となるように。

<基本理念 12>

こどもみんなが大切にされ健やかな成長と意見を表明できるまちとなるように。

子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように。

~~さらに、~~家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちの環境を生かした豊かな遊びと学びの場を整え、すべての子どもが愛され信頼され、**また、自分の意見を表明し社会活動に参画する機会が確保されている**ことを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に子育て・子育てできるまちづくりをめざします。

<基本理念 21>

子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように。

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感することが必要です。保護者が子育てを主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

<基本理念 3>

まち全体が、子どもも親も共に**喜びを実感し**育まれる豊かな環境となるように。

逗子市の豊かな自然環境や市民の力を生かし、子どもが心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培い、子ども自身もまちづくりに主体的に関わっていくことができるよう、様々な活動・体験の機会と環境づくりを進めます。

②基本的な考え方

子どもの最善の利益のための視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもの最善の利益を尊重する取組みを推進します。

子どもをまんなか中心とした子育てを親が主体的に行える視点

保護者が子育てに喜びを感じられるよう、孤立感や不安感を和らげ安心して子育てができる環境を整え、親育ちを支援します。

すべての子育て家庭を支援する視点

すべての子どもがいいきと子どもらしい生活を送れるよう、市や地域などまち全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。

切れ目のない体系的で継続性ある長期的視点

妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を継続的に行うとともに、次世代を担う子どもたちが豊かな心の大人になれるよう長期的視野に立ち支援していきます。

③計画の基本目標

【基本目標1】 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

【基本目標2】 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

【基本目標3】 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

【基本目標4】 子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

【基本目標5】 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

第5章 基本目標における施策の方向と取組み

本計画における基本目標、取組みの柱および取組み内容についての体系は以下の通りです。

基本理念	基本目標	取組みの柱
誰もが心豊かに子どもをまんなか中心とした子育てができるまち 逗子	1. 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします	(1)潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
		(2)幼児教育・保育の質の向上
		(3)教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
		(4)放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施
	2. 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします	(1)親子遊びの場づくり
		(2)子育て情報の収集と効果的発信
		(3)地域や市民が主体の子育て支援の充実
		(4)乳幼児とのふれあいや交流の推進
		(5)児童・青少年の居場所づくり
		(6)ニート、ひきこもり等の子ども・若者への支援
		(7)子ども・若者を守る安全・安心なまちづくり
	3. 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします	(1)妊娠や子育ての相談・支援の充実
		(2)妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
		(3)妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携
	4. 子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します	(1)こどもまんなか社会づくり
		(2)すべての子どもを受け入れる環境づくり
		(3)発達に心配がある子ども、障がいのある子どもとその家族への支援
		(4)ひとり親家庭への自立支援の推進
		(5)ヤングケアラー支援
		(6)子どもの貧困への対応
		(7)児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応
	5. 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします	(1)男女の多様な働き方に対するサポート
		(2)祖父母世代の孫育て応援

基本目標 1	取組みの柱	取組み内容
教育・保育の量の確保と質の向上をめざします	(1)潜在的なニーズも含めた教育・保育量の確保	①教育・保育施設の整備と拡充
		②地域型保育(小規模保育など)の促進
		③認定こども園への移行促進・支援
	(2)幼児教育・保育の質の向上	①幼稚園・保育所等の教育活動及び教育環境の充実
		②幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続
		③子育てに関する情報提供・交流事業への対応
		④幼児教育・保育の無償化への対応
	(3)教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充	①必要に応じ、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実
		②幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実
	(4)放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施	①活動内容の維持・向上
		②新たな環境への不安・負担軽減
		③新たな待機児童対策の実施

基本目標 2	取組みの柱	取組み内容
子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします	(1)親子の遊び場づくり	①ほっとスペース(親子遊びの場)の充実と連携 ②子育てサークルや自主保育等への支援 ③逗子の自然やまちの環境を生かした遊びの充実 ④安心・安全な子どもの遊び場づくり
	(2)子育て情報の収集と効果的発信	①子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備 ②子育てネットワーク会議の設置と関係機関・団体との連携強化 ③家庭や地域への教育・保育についての情報提供
	(3)地域や市民が主体の子育て支援の充実	①ファミリーサポートセンター事業の充実 ②NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開 ③地域による子どもの活動の支援 ④青少年の地域参画の推進
	(4)乳幼児とのふれあいや交流の推進	①乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進 ②世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり
	(5)児童・青少年の居場所づくり	①児童・青少年の居場所づくり ②児童・青少年の自主活動の促進 ③ふれあいスクール事業の充実
	(6)ニート、ひきこもり等の子ども・若者への支援	①子ども・若者への支援
	(7)子ども・若者を守る安全・安心なまちづくり	①子ども・若者の自殺対策 ②子ども・若者の性犯罪・性暴力対策 ③犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境づくり

基本目標 3	取組みの柱	取組み内容
安心して子どもを産み育てられるまちをめざします	(1)妊娠や子育ての相談・支援の充実	①妊娠初期から子育て期の専門職による個別相談の充実 ②妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導活動の継続 ③幼稚園、保育所による子育て相談の充実 ④妊娠・子育てにかかる経済的な支援
	(2)妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境	①乳幼児健診や両親教室等の学習機会の充実 ②乳幼児の親の集い・交流の場づくり
	(3)妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携	①子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり ②医療機関をはじめ各種関係機関との連携 ③子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり ④産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

基本目標 4	取組みの柱	取組み内容
子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します	(1)こどもまんなか社会づくり	①こどもの人権が尊重される社会環境づくり ②こども等が意見を表明する機会の確保 ③こどもまんなか社会の機運醸成
	(2)すべての子どもを受け入れる環境づくり	①幼稚園、保育所、学校等におけるすべての子どもの受入れ体制の充実 ②幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成 ③すべての子どもに理解ある環境づくり
	(3)発達に心配がある子ども、障がいのある子どもとその家族への支援	①障がいの早期発見・対応の充実 ②ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携 ③子どもと家族への心身のケア体制の充実 ④発達に心配のある子どもや障がいのある子どもとその家族を支える地域づくり
	(4)ひとり親家庭への自立支援の推進	①母子・父子家庭への自立支援の推進 ②相談、情報提供の充実
	(5)ヤングケアラー支援	①ヤングケアラー支援
	(6)子どもの貧困への対応	①経済的支援 ②就労の支援 ③貧困家庭の子どもの居場所づくり ④学習支援
	(7)児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応	①子ども家庭総合支援拠点の設置 ②子どもと親に対する相談支援 ③要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携 ④保護者・家庭の自立支援 ⑤児童保護に係る支援と連携

基本目標 5	取組みの柱	取組み内容
仕事と子育ての両立しやすい 環境の充実をめざします	(1) 男女の多様な働き方に対するサポート	①ライフスタイルに合わせた子育てサポート
		②雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進
		③就業時間に即した保育支援
		④病児・病後児の預かり支援
	(2) 祖父母世代の孫育て応援	①祖父母世代の孫育て応援

基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

【施策の方向】

幼児期は豊かな人間性を培う大変重要な時期であるため、子どもを預かるだけでなく、保護者をより支援すると共に、教育・保育の質の向上をめざします。

保育ニーズの増加に伴い、働き続けたくても子どもの預け先が見つからないなどの理由で働くことをあきらめてしまうことのないよう、教育・保育の場を増やすなど、待機児童を解消するとともに、放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施を図り、子育てしやすいまちをめざします。

【取り組みの柱】

- 1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
- 2 幼児教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
- 4 放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施

【取り組みの内容】

1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保

① 教育・保育施設の整備と拡充

- ・ 計画的に施設整備等を図り、潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保を図り待機児童の解消を図ります。
- ・ 長期休暇中の教育・保育の充実、延長保育の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実などを行います。また、施設整備等に伴い、保育士をはじめとする保育の担い手の確保にも努めます。

② 地域型保育(小規模保育など)の促進

- ・ 家庭的な雰囲気に近い少人数制で行われる地域型保育(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)の促進を図り、待機児童の解消につなげます。
- ・ 教育・保育施設と小規模保育等との連携については、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。

③ 認定こども園への移行促進・支援

- ・ 幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、円滑に移行できるよう支援します。

2 幼児教育・保育の質の向上

① 幼稚園・保育所等の教育活動及び教育環境の充実

- ・ 幼稚園・保育所等が持つ情報や人材を生かし、地域全体の社会資源としてさらに充実していきます。

- ・ 乳幼児期は心豊かな人間性を培う時期であり、また、運動能力や脳の発達面でも著しく成長する重要な時期であるため、幼稚園・保育所等の教育活動及び教育環境の充実を支援し、質の向上を図ります。
- ・ 保育士等支援者の人材確保及び人材育成の促進を図ります。

② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続

- ・ 小学校教育への円滑な接続を支援する体制を整え、幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携を促進します。

③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応

- ・ 幼稚園・保育所等において、地域や学校との異年齢交流事業への参画や子育てに関する情報提供を推進していきます。

④ 幼児教育・保育の無償化への対応

- ・ すべての子どもの安心と安全が確保されるよう、認可外保育施設やベビーシッター等、新たに無償化対象施設となった施設の実態把握に努め、保育の質の維持・向上を図ります

3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

① 必要に応じ、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実

- ・ 求職中の保護者や様々な働き方に対応するため、教育・保育施設の一時預かりを充実します。
- ・ 保護者のレスパイトを目的とした一時預かりを充実し、ニーズに合った多様な一時預かりの方策を検討します。

② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実

- ・ 子どもが幼稚園に在園中でも保護者が働きやすいよう、また、在園児の豊かな遊び、保護者のレスパイトなど多様なニーズに対応すべく幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実を促進します。

4 放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施

① 活動内容の維持・向上

- ・ 放課後児童支援員の人材確保及び人材育成の促進を図ります。
- ・ 学童期においては、急速な知的能力の発達や自我意識、社会性など人格形成にとって大変重要な発達期にあるため、家庭との連携を図りつつ、放課後児童クラブの質の維持・向上を図ります。

② 新たな環境への不安・負担軽減

- ・ 小学校入学後の生活や放課後に対する子どもの不安を軽減し、安心して日々を過ごすことができるよう子どもたちをサポートします。
- ・ 共働き家庭などにおいて、子どもが保育所から小学校への入学を機に、保護者の仕事と子育ての両立が困難にならないよう、放課後児童クラブの充実を図ります。
- ・ 幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

③ 新たな待機児童対策の実施

- ・ 民間活力を活用し、国庫補助制度を踏まえた民設民営の放課後児童クラブの設置を推進します。

- ・ 民設民営のクラブは、公設民営のクラブと同様の内容を維持します。

基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

【施策の方向】

地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、身近な地域で遊び、集い、交流の場をもつなど子育てに対する不安や孤立感を減らすことが必要です。地域とのつながりを促進するため、子育てに関する情報提供を充実させるとともに、子育てを通して人と人とがつながるまちづくりをめざします。

また、次世代を担う児童・青少年が、心身共に健やかに、生きる力を培い、のびのびと活動できるような環境づくりを促進するとともに、地域や家庭、学校などと連携を図り、子どもが安全かつ安心して過ごせるまちづくりをめざします。

【取り組みの柱】

- 1 親子遊びの場づくり
- 2 子育て情報の収集と効果的発信
- 3 地域や市民が主体の子育て支援の充実
- 4 乳幼児とのふれあいや交流の推進
- 5 児童・青少年の居場所づくり
- 6 ニート、ひきこもり等の子ども・若者への支援
- 7 子ども・若者を守る安全・安心なまちづくり

【取り組みの内容】

1 親子遊びの場づくり

① ほっとスペース(親子遊びの場)の充実と連携

- ・ 第一運動公園内の「体験学習施設スマイル」は親子遊びの拠点として、ほっとスペース(親子遊びの場)や生涯学習事業、子育てサークルや自主保育などの活動との効果的な連携を図ります。
- ・ ほっとスペース(親子遊びの場)は、気軽に集えるようさらなる使いやすさを目指します。
- ・ ほっとスペース(親子遊びの場)の貸しスペースなどの活用を促進し、自主サークル等の活動を支援するとともに、活動情報を市民へ提供していきます。

② 子育てサークルや自主保育等への支援

- ・ 逗子の自然を生かした遊びなど、親子で楽しめる機会づくりを推進し、子育て情報として市民へ情報提供し、活用の促進を図ります。

③ 逗子の自然やまちの環境を生かした遊びの充実

- ・ 逗子の自然やまちの環境を生かした遊びのプログラムを充実させます。
- ・ プレイパークやプレイリヤカーなど、子どもの外遊びの機会を提供します。
- ・ 地域文化の継承など、地域の人材による地域に根ざした豊かな遊びと学びの場を推進します。

④ 安心・安全な子どもの遊び場づくり

- ・ 幼児が安心してボール遊びや自転車遊びができるよう、また、子どもが安全に遊べる公園や遊び場づくりを推進します。
- ・ 子どもやベビーカーが安全に通れる道路や施設のバリアフリー化を推進します。
- ・ 子どもが不審者や、有害サイトなどによる事件にまきこまれないよう防犯対策を推進し、家庭や地域、学校、警察等との連携を図ります。

2 子育て情報の収集と効果的発信

① 子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備

- ・ 子育て中の市民が必要な情報を得ることができるよう、子育てポータルサイトや、子育てメールマガジンの充実を図り、子育てに関するさまざまな情報を一元的に提供します。
- ・ 子育て情報誌や子育てポータルサイトなどは、市民目線での情報提供に努め、子育て支援センターや体験学習施設スマイル等と連携して活用しやすいものとしします。

② 子育てネットワーク会議の設置と関係機関・団体との連携強化

- ・ 子育てネットワーク会議を設置し、市民の意見や関係団体等の意見などを集約し、情報の充実に努め、子育てポータルサイト等へ反映させます。

③ 家庭や地域への教育・保育についての情報提供

- ・ 妊娠・出産・育児から学童期までの子どもの生活や発達の連続性をふまえた切れ目のない情報を体系的に提供します。
- ・ 子育て支援センター等による情報提供を継続して行います。
- ・ 保育課に配置する利用者支援員により、教育・保育に関する情報を一元的に集約し、個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応をします。

3 地域や市民が主体の子育て支援の充実

① ファミリーサポートセンター事業の充実

- ・ 誰もが住まいの地域の中で安心して活用できるように、支援者への研修制度の充実と利用促進を図り、支援会員のさらなる確保に取り組みます。
- ・ 障がいのある子どもや病児・病後児の預かりなどに対応可能な支援会員の確保を図ります。

② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開

- ・ 子育て家庭の支援に関わるホームヘルプ、食育、子育て関係事業を行うNPO法人や市民団体等を支援し、連携を図ります。

- ・ 子育て支援や子どもの健全な育成には、地域の力・地域の理解が不可欠であるため、イベントなどさまざまな機会をとらえて、地域の理解促進や市民活動等が主体の子育て支援の充実を図っていきます。
- ・ ファミリーサポートセンターの活動は、保護者と支援会員のつながりが地域に広がる効果を期待できることから、より一層の充実を図ります。

③ 地域による子どもの活動の支援

- ・ 子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取組みを支援していきます。

④ 青少年の地域参画の推進

- ・ 青少年指導員などの協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進していきます。

4 乳幼児とのふれあいや交流の推進

① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進

- ・ 保育所・幼稚園・子育てサークル等と地域・学校との交流により、異年齢の子どもたち、青少年と子育て世代の学びあい、育て合いの展開を支援します。

② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり

- ・ 青少年や高齢者など子育て世代以外の市民が、子育てに関われる機会を提供します。
- ・ 親子で参加できる場づくりを促進し、世代間交流を行い、人と人をつなげる仕組みをつくりま

5 児童・青少年の居場所づくり

① 児童・青少年の居場所づくり

- ・ 体験学習施設スマイルが児童・青少年の居場所、遊びの拠点として定着するよう利用者増を目指し、文化・スポーツ等の講座やイベントを実施し充実を図っていきます。
- ・ 行事や事業に参加したがない子どもへも配慮し、ストレスや抱えている悩みを解決できるようサポートし参加を働きかけます。
- ・ 子どもや青少年が抱えている悩みやストレスを友だちと協力して問題解決できるようサポートします。
- ・ 放課後や休日に身近な地域で気軽に集まり、おしゃべりをするなど自由にくつろぎ、安心して過ごせる居場所づくりをサポートします。
- ・ 自主的な遊びと学びの場として、スマイルスクールを開設し、学習サポーターや教員経験があるコーディネーターが勉強の仕方などのアドバイスをします。

② 児童・青少年の自主活動の促進

- ・ 友だちと自由に交流できる場や機会を提供し、友だちづくり・仲間づくりをサポートします。
- ・ 青少年の主体性や社会性を育むため、体験学習施設の企画・運営を主体的に行えるよう支援していきます。

③ ふれあいスクール事業の充実

- ・ 市立小学校の余裕教室等を活用したふれあいスクール事業は、小学生の放課後の居場所のひとつとして、安全に過ごせる遊びの場、心の安らぎの場として気軽に利用できるよう充実に努めます。

6 ニート、ひきこもり等の子ども・若者への支援

① ●●

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○

7 子ども・若者を守る安全・安心なまちづくり

① 子ども・若者の自殺対策

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○

② 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○

③ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境づくり

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

【施策の方向】

核家族化の進行や出産時の母親の高年齢化、精神的に不安定な母親、身近に援助者がいない家庭などが増加していることから、子育て世代包括支援センター（平成30年度開設）を開設しました。

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うことや、妊娠・出産・子育てに悩みや不安のある人も気軽に相談できるよう、身近な地域での相談場所や機会を拡充し相談体制の整備を行うとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない、きめ細かい支援をめざします。

【取り組みの柱】

- 1 妊娠や子育ての相談・支援の充実
- 2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
- 3 妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携

【取り組みの内容】

1 妊娠や子育ての相談・支援の充実

① 妊娠初期から子育て期の専門職による個別相談の充実

- ・ 妊娠届出時から看護職が全件個別面談を行い、妊娠初期からの状況把握や相談支援を図ります。
- ・ 子育て世代包括支援センターのほか、子育て支援センター、こども発達支援センターなどでの個別相談を充実し、誰もが気軽に相談できる仕組みをつくります。
- ・ 相談の場や交流の機会などに出向くことのできない妊娠中や子育て中の保護者などの孤立を防ぐため、家庭への訪問や電話で気軽に相談できる体制を整えます。

② 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導活動の継続

- ・ 保健師、助産師による、妊産婦・新生児・乳幼児への母子保健訪問活動を継続して行い、妊婦や産後の母子の心身のケアに取り組みます。

③ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実

- ・ 市内の幼稚園や保育所など、幼稚園教諭や保育士などの専門職のいる身近な地域施設における子育て相談事業を充実していきます。

④ 妊娠・子育てにかかる経済的な支援

- ・ 国の児童手当のほか、妊婦健康診査費への補助や小児医療費助成など、経済的支援を継続します。

- ・ 国の制度として令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が図られた事を踏まえ、3歳未満児の保育所等の保育料については、適正な負担水準として、必要に応じて見直しを検討していきます。

2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり

① 乳幼児健診や両親教室等の学習機会の充実

- ・ 乳幼児健診での集団指導や、妊娠・出産・育児に関する教室・相談を実施し、育児のノウハウや親になる心構え、市のサービスの紹介などを行い、正しい知識の普及と不安の軽減を図ります。

② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり

- ・ 親子遊びの場を有効に活用し、子育て中の市民同士の交流を促進します。

3 妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携

① 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり

- ・ 地域や関係機関・団体同士の連携を図り、地域で子育てをあたたく見守り支援するまちづくりを促進します。
- ・ 子育て支援における公的サービスや市民による活動の情報を発信し、地域が主体の子育て支援を推進します。

② 医療機関をはじめ各種関係機関との連携

- ・ 地域での生活を支えるべく、医療機関をはじめ各種関係機関との密接な連携を図り、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の充実を図ります。

③ 子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり

- ・ 子育て経験者と先輩親子との交流機会づくり、ピアカウンセリングの場づくりなどを推進します。

④ 産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

- ・ 産後の疲れや育児への不安を抱く産婦に対し、医療機関と連携しながら産後のケアを行います（令和元年度産後ケア事業開始）。
- ・ 就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預かり等の保育サービスを拡充し、利用しやすい仕組みをつくれます。
- ・ 託児サービス付きの趣味教養講座や公演など、子育て中の親のリフレッシュのための事業を推進します。

基本目標4 子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

【施策の方向】

すべての子どもが愛され、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。家庭環境や障がいのある・なしなどにかかわらず、まちの中でいきいきと過ごし、大人になる夢を育むための環境づくりとサポート体制の充実を図ります。

【取り組みの柱】

- 1 **こどもまんなか社会づくり**
- 2 すべての子どもを受け入れる環境づくり
- 3 発達に心配がある子ども、障がいのある子どもとその家族への支援
- 4 ひとり親家庭への自立支援の推進
- 5 **ヤングケアラー支援**
- 6 子どもの貧困への対応
- 7 児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応

【取り組みの内容】

1 こどもまんなか社会づくり

① こどもの人権が尊重される社会環境づくり

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○

② こども等が意見を表明する機会の確保

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○

③ こどもまんなか社会の機運醸成

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○

2 すべての子どもを受け入れる環境づくり

① 幼稚園、保育所、学校等におけるすべての子どもの受入れ体制の充実

- ・ 子育て世代包括支援センター等と連携し、乳幼児期から幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールにおいて発達に心配のある子どもや障がいのある子どもの受入れ体制の充実に努めます。

② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成

- ・ 発達に心配のある子どもや障がいのある子どもの受入れ体制を充実させるため、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなど職員の人材育成に取り組みます。

③ すべての子どもに理解ある環境づくり

- ・ 子育て支援センターなど子育て関係施設や遊びの場など、すべての子どもが家族と気軽に利用できるよう、さらなる環境づくりを推進します。
- ・ 発達に心配のある子どもや障がいのある子どもに対する地域で理解されるための講座の開催を推進します。

3 発達に心配がある子ども、障がいのある子どもとその家族への支援

逗子市障がい児福祉計画に基づき、こども発達支援センター（ひなた・くろーばー）を療育推進事業の拠点として、次の取組みを行います。

① 障がいの早期発見・対応の充実

- ・ 0歳から 18 歳までの子どもの発達に関する相談を幅広くワンストップで受け付け、障がいや発達に関する相談に幅広く応じ、相談しやすく、かつ相談内容を解決できる体制をつくるとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。
- ・ 母子保健との連携をさらに強化するとともに、保護者が障がいを意識する前の段階からも子育て相談の一つとして気軽に相談できるような環境をつくりまします。

② ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携

- ・ 乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障がいや特性による課題への対応などを含め、一貫したサービスの提供を実現します。
- ・ ライフステージや障がいの特性に応じて必要な制度や社会資源などの情報提供、講座や勉強会などを行います。
- ・ 保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、就学前後に必要な調整や就学後の支援体制の充実を図るとともに、こども発達支援センターが、療育専門機関としての専門的なスーパーバイズ機能により支援教育をサポートします。
- ・ 子どもや保護者が地域生活を送るうえでの困難をできるだけ改善、軽減できるよう、また、安心して地域で生活できる環境を整備するために、スーパーバイズ機能や巡回相談により、保育所・幼稚園や小・中学校をはじめとする地域の関係機関への支援・連携をさらに充実させることで、市全体として専門的な支援ができる人材育成のサポートを行います。

③ 子どもと家族への心身のケア体制の充実

- ・ 子育てに不安や悩みを抱えている保護者が子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てできるよう、相談しやすい体制を整備します。
- ・ 保護者及び兄弟姉妹（きょうだい）を含めた家庭への支援、メンタルサポートなど総合的な支援を行います。

④ 発達に心配のある子どもや障がいのある子どもとその家族を支える地域づくり

- ・ 一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況に合わせて専門性の高い療育プログラムを提供するとともに、子どもの特性を家族と共有し家庭での養育を支援するなど、より充実した体制をつくりまします。
- ・ 市民向け勉強会や講座の開催など、障がいに関する市民への啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指します。

- ・ 家族のレスパイトや子どもの日中における活動の場を確保するため、日中一時支援事業の充実を図ります。

4 ひとり親家庭への自立支援の推進

① 母子・父子家庭への自立支援の推進

- ・ 母子・父子家庭など、ひとり親家庭の安定した生活を確保し、自立に向けた支援体制の充実を図ります。
- ・ 国の児童扶養手当のほか、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子・父子福祉資金の貸付け、自立支援教育訓練給付やファミリーサポートセンター利用料の一部助成などの経済的支援を継続します。

② 相談、情報提供の充実

- ・ それぞれの家庭の状況に配慮し、子どもと保護者の心身のケアを充実させ、保護者への生活支援や子育て支援、就業支援など相談体制を充実します。
- ・ 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への情報提供や相談業務を含めた、支援の充実を図ります。

5 ヤングケアラー支援

① ヤングケアラー支援

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○

6 子どもの貧困への対応

① 経済的支援

- ・ 家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて各種手当の支給や保育料の軽減・減免などの経済的支援を継続し、漏れなく活用されるよう関係機関と連携を図ります。

② 就労の支援

- ・ ニーズに応じた就労相談や、支援について、関係機関と連携を図り支援することを継続します。

③ 貧困家庭の子どもの居場所づくり

- ・ 放課後の子どもの居場所のひとつとなっている体験学習施設スマイルや、ふれあいスクール事業について、気軽に安心して利用できるよう内容の充実や広く周知するように努めます。

④ 学習支援

- ・ 自主的な遊びと学びの場として、スマイルスクールを開設し、学習サポーターや教員経験があるコーディネーターが勉強の仕方などのアドバイスをします。また、生活保護受給世帯からの相談があった場合は関係機関と連携を図り、支援します。

7 児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応

① 子ども家庭総合支援拠点の設置

- ・ 国が市町村に求める「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指し、暮らす場所や年齢に関わらずすべての子どもが地域でのつながりを持ち、切れ目のない支援を受けられる体制をつくります。

② 子どもと親に対する相談支援

- ・ 子どもに関する様々な相談に対応するため、子ども相談室や子育て支援センター、療育教育総合センターの相談機能の充実と、より専門的な機関や母子保健・女性相談・障がい福祉担当課との庁内連携を拡充します。

③ 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携

- ・ 逗子市要保護児童援助ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)を中心に、関係各機関が有機的に連携し、児童虐待に対する早期発見と虐待予防、ケアが必要な児童の保護、保護者支援等、子どもの立場に立った支援体制の充実を図ります。

④ 保護者・家庭の自立支援

- ・ 保護者や家庭の養育力を安定させるため、子ども相談室が中心となり、養育支援訪問事業等の活用などを通して親子に寄り添う支援体制を強化し、養育能力の向上を目指します。

⑤ 児童保護に係る支援と連携

- ・ 児童保護に関わる関係機関や里親をはじめとして NPO やボランティア活動・周知活動等を支援するとともに、子ども相談室を中心として連携していきます。

基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

【施策の方向】

母親が働きやすい環境づくりや、仕事と子育ての両立ができるよう、父親との育児・家事の分担など、ワークライフバランスの取組みを進めます。

【取り組みの柱】

- 1 男女の多様な働き方に対するサポート
- 2 祖父母世代の孫育て応援

【取り組みの内容】

1 男女の多様な働き方に対するサポート

① ライフスタイルに合わせた子育てサポート

- ・ 働きながら子育ての楽しさ・喜びを実感できるよう、ライフスタイルに合わせた情報提供を行うなど、様々なきっかけづくりを促進します。

② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進

- ・ 多様な働き方に対応するため、教育・保育施設の預かりや小規模保育施設等の充実・拡大を図ります。

③ 就業時間に即した保育支援

- ・ 様々な働き方・働く時間に対応できるような保育の充実を推進し、親が安心して働ける環境を促進します。

④ 病児・病後児の預かり支援

- ・ ファミリーサポートセンター事業において、病児・病後児の預かりに対応可能な支援会員の研修を行っており、更なる支援会員の確保に努めます。
- ・ 病児・病後児保育施設の要望が高いことから、施設の設置のために広域での設置も含めて検討します。

2 祖父母世代の孫育て応援

① 祖父母世代の孫育て応援

- ・ 核家族化の進行に伴い、祖父母世代向けの孫育てセミナー等を開催するなど、祖父母世代の育児への参加を促進します。

第6章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策

本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を把握するとともに、保護者に対するアンケート調査を実施し、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し具体的な目標設定を行います。

本計画における提供体制確保の実施時期は、計画期間が終了する令和11年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定するものです。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により教育・保育を提供するための施設の整備の状況およびその他の地理的条件や社会的条件を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、これら条件のほか、基盤整備や事業実施上の効果など総合的に考慮の上、区域を限定せずかつ効率よく計画を進めるため、教育・保育の提供区域について、市内全域を1区域と設定します。

2 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援制度では、「教育・保育の必要性の認定制度」の導入で、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも公的保育が利用しやすくなりました。

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者の方は、居住している市町村の定める基準に従って、認定を受けることになります。

(1)3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定・満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合 【主な利用先：幼稚園、認定こども園】
2号認定	保育認定(満3歳以上)・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先：保育所、認定こども園】
3号認定	保育認定(満3歳未満)・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等】

(2)保育の必要量に応じた区分

保育標準時間	主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日11時間
保育短時間	主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日8時間まで

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合に利用料が給付されることになりました。

この子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を図るため、給付方法について検討していきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、認可権限や指導監督権限を持つ神奈川県との連携を図り、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報の県からの入手、県の立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力の県への要請などにより、支給における過誤、不正の防止に努めます。

4 幼児期の教育・保育

量の見込みと確保策について

ニーズ調査の結果を踏まえ、計画期間が終了する令和 11 年度までに待機児童を解消する定員数の施設整備を終えるよう計画しました。確保量の設定にあたっては、1 歳以上は潜在的なニーズを踏まえて精査しました。なお、3 歳未満のニーズは他の年齢層に比較し突出して利用希望が多かったため、様々な子育て支援施策の拡充を図り、子育てしやすいまちづくりを推進することを前提として、近年の保育施設の利用申込み状況やニーズ調査の結果、幼児教育・保育の無償化に伴う新たな保育認定制度の創設等を踏まえ、補正を行っています。

確保の方策としては、市内既存私立幼稚園の認定こども園への移行支援や幼稚園の預かり保育の活用を行うほか、更に不足する 3 歳未満児の保育ニーズについては、短期的な整備が可能であることや、既存施設の活用が期待できること、多様な保育形態で計画することが望ましいことから、小規模保育施設で確保すること等を柱として計画しています。なお、算出にあたっては、保護者の労働時間を月 64 時間以上で算出しています。

令和2年度		1号	2号		3号（保育が必要）		
		3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
①	児童人口（人）	1,370			354	391	367
②	需要率（％）	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③	ニーズ量（①×②）（人）	586	122	614	79	172	164
④ 確 保 策 （ 人 ）	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137		522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	3	24	27
	企業主導型保育施設	0		10	4	5	6
	上記以外	0		56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708		588	66	136	177
過不足分（⑤－③）（人）		0		-26	-13	-36	13

令和7年度～令和11年度に更新予定

令和3年度		1号	2号		3号（保育が必要）		
		3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
①	児童人口（人）	1,294			345	381	418
②	需要率（％）	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③	ニーズ量（①×②）（人）	554	115	580	77	168	187
④ 確 保 策 （ 人 ）	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137		522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	3	33	37
	企業主導型保育施設	0		10	4	5	6
	上記以外	0		56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708		588	66	145	187
過不足分（⑤－③）（人）		39		8	-11	-23	0

令和4年度		1号	2号		3号（保育が必要）		
		3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口（人）		1,283			336	372	408
② 需要率（％）		42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量（①×②）（人）		549	114	575	75	164	183
④ 確保策（人）	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137		522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	3	42	47
	企業主導型保育施設	0		10	4	5	6
	上記以外	0		56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708		588	66	154	197
過不足分（⑤－③）（人）		45		13	-9	-10	14

令和7年度～令和11年度に更新予定

令和5年度		1号	2号		3号（保育が必要）		
		3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口（人）		1,279			328	362	398
② 需要率（％）		42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量（①×②）（人）		547	114	573	73	159	178
④ 確保策（人）	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137		522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	3	42	47
	企業主導型保育施設	0		10	4	5	6
	上記以外	0		56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708		588	66	154	197
過不足分（⑤－③）（人）		47		15	-7	-5	19

令和 6 年度		1 号	2 号	3 号（保育が必要）		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上（保育が必要） 教育希望が強い	0 歳	1 歳	2 歳
① 児童人口（人）		1,314		320	353	388
② 需要率（％）		42.8	8.9	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量（①×②）（人）		562	117	71	155	174
④ 確保策 （人）	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137		64	113	150
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571		0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		3	42	47
	企業主導型保育施設	0		4	5	6
	上記以外	0		0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708		71	160	203
過不足分（⑤－③）（人）		29		0	5	29

令和7年度～令和 11 年度に更新予定

5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の14事業を実施することが定められているものです。(子ども・子育て支援法第59条)

量の見込みについては、アンケート調査(令和5年度実施「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」)の結果に基づいて算出しています。

【地域子ども・子育て支援事業(14事業)】

- (1)利用者支援事業
- (2)地域子育て支援拠点事業
- (3)妊婦に対する健康診査
- (4)乳児家庭全戸訪問事業
- (5)養育支援訪問事業
- (6)子育て短期支援事業(ショートステイ)病児保育事業、
- (7)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- (8)一時預かり事業
- (9)延長保育事業
- (10)子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
- (11)放課後児童クラブ事業
- (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (14)産後ケア事業

※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、量の見込み及び確保方策を作成する事業の対象外となっています。

(1) 利用者支援事業

① 事業概要

妊娠中の方や子どものいる保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

② 量の見込と確保方策

多様な雇用形態に対応できる幼稚園・保育所、または地域子育て支援事業から、保護者の状況に寄り添ったきめ細かい利用者支援を行うため、市の中心部であり主要な駅からも近い市役所内に、保育所等利用者支援員を2名配置(1か所)します。また、市内保育所の空き状況などを把握している担当課におくことで、詳細かつリアルタイムの状況で相談に対応します。

保育所等利用者支援員を市の中心部である市役所内に2名配置(1か所)。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(箇所数)		表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定			
確保方策(箇所数)					

(2) 地域子育て支援拠点業務

① 事業概要

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育ての親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

② 逗子市の状況

子育て支援センターは相談の受付を中心に、親子遊びの場(小坪、沼間)2 か所へも巡回相談を実施しています。また利用者が多いことから、体験学習施設「スマイル」内にある池子ほっとスペースを令和元年度から新たな地域子育て支援拠点としました。既存の市内4か所のほっとスペースは類似施設として設置しています。

子育て支援センター(実績)

区分	来所者	相談	小坪巡回相談	沼間巡回相談
令和3年度	2,482 組 5,356 人	面接 1,848 組 電話 17 件	来所者 112 人 相談件数 50 件	来所者 196 人 相談件数 88 件
令和4年度	2,805 組 5,924 人	面接 1,540 組 電話 16 件	来所者 124 人 相談件数 38 件	来所者 196 人 相談件数 98 件
令和5年度	3,893 組 8,368 人	面接 1,540 組 電話 1,660 件	来所者 186 人 相談件数 66 件	来所者 464 人 相談件数 128 件

ほっとスペース(実績)

区分	池子ほっとスペース	その他ほっとスペース(4か所)
令和3年度 来所者数	10,361 人	2,176 人
令和4年度 来所者数	13,916 人	2,064 人
令和5年度 来所者数	14,513 人	2,389 人

③ 量の見込みと確保方策

量の見込みは、ニーズ調査から算出した子育て支援センター利用希望年間延べ人数です。

確保方策については、子育て支援センター及び親子遊びの場 2 か所への巡回相談、池子ほっとスペースの、合わせて 4 か所を計画として位置付けるとともに、市内 4 か所に設置している「ほっとスペース」の利用者もいることから、これを合わせると確保可能人数はほぼ見込み量と同等人数が見込まれるため、現状維持を確保します。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人年)	表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定				
確保方策(箇所)					

(3) 妊婦に対する健康診査

① 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、

- (1)健康状態の把握
- (2)検査計測
- (3)保健指導

を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠後母子健康手帳と一緒に、全 14 回分の妊婦健康診査補助券(1 万円補助 1 回、3 千円補助 13 回)を妊婦へ給付しています。また、里帰りで県外の医療機関を利用する場合などで補助券が使用できない時は、出産後健診費用について償還払いとして対象者へ還付を実施しています。双子以上の多胎児を妊娠している場合は、健診回数が通常より多くなることから、その分の補助内容を充実しています。令和元年度から産後健診を1回から2回に充実させ、産後ケア事業を開始したことで妊婦の不安解消に努めます。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、令和○年度実績(○○件)をもとに、子どもの数の推計値を勘案し、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたものです(年間延べ受診回数)。

確保方策については、検査項目 13 は、法定の検査項目です。母子ともに安心して出産することを目的として、妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、今後も費用の助成を行うとともに、今後助成額の拡充を検討します。

また、妊婦健康診査の受診勧奨を積極的に行います。

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(件)		表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定				
確保 方策	実施場所					
	実施体制					
	検査項目					
	検査時期					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みは、令和〇年度実績(〇〇人)をもとに子どもの数の推計値から算出しています。確保方策については、実施体制は市直営で行い、対応する保健師及び助産師の人数を計上しています。十分な体制人数を整え、様々なケースに柔軟に対応します。

① 事業概要

妊娠中の妊婦、出産後の母子のケアや出生後 4 カ月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問することにより、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的としています。

安全な妊娠・出産の確保、安心できる子育ての確保、子育てしやすい環境の確保、個人の健康状態に応じた環境の確保を目的とし、各家庭を保健師、助産師が訪問します。妊娠期から出産後まで一貫した相談体制で生後 4 カ月以内にすべての乳児のいる家庭を訪問し、適切な指導助言を行います。

② 量の見込と確保方策

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人)		表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定				
確保	実施体制(人)					
方策	実施機関					

(5) 養育支援訪問事業

① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

児童福祉法に基づき乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的な支援が困難な家庭に対し、保健師、助産師等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言を行います。家事支援についてはヘルパーを派遣し、その他専門的な訪問支援については要保護児童対策ネットワーク会議を中心に支援方法を検討します。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、令和〇年度実績(年間延べ件数〇世帯〇件)をもとに、算出しています。令和〇年度以降の実績はありませんが、支援の必要性がある場合は必要に応じて対応します。

確保方策については、市職員 4 人による相談体制を維持し、十分な支援体制を整えます。

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人)		表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定				
確保 方策	実施体制(人)					
	実施機関					
	委託団体等					

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

① 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

② 量の見込と確保方策

現在は実績がなく、児童相談所での一時保護等での対応としていますが、今後の必要性に応じて近隣市町の児童養護施設との連携を含め幅広い対応を検討していきます。

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人/年)		表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定				
確保 方策	子育て短期支援事業 (ショートステイ)					

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

① 事業概要

安心して子育てができるよう、地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、乳幼児や小学生を預かって欲しい保護者と、預かる意思のある者の会員制による相互援助活動を推進する事業です。具体的には、保護者に代わり幼稚園や保育所への送り迎えやお迎え後の一時預かり、病児・病後児預かり等多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

＊ この項目では就学後の児童がファミリーサポートセンター事業を利用する見込みを算定しています。

② 逗子市の状況

区分	依頼会員 (人)	支援会員 (人)	両方会員 (人)	活動件数 (件)	活動時間数 (時間)
令和3年度	1,275	245	189	2,565	4,812
令和4年度	1,274	252	190	3,038	5,143
令和5年度	1,285	230	185	2,400	4,093

③ 量の見込と確保方策

量の見込と確保方策については、ファミリーサポートセンター事業の小学生の実績を基に、小学生の人口、ファミリーサポートセンターへの加入数と利用件数を算出しました。量の見込に対応するためにも支援会員数を増やし対応していきます。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人)	表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定				
確保方策 (支援会員数) (人)					

※ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の未就学児に関しては、＜(8)一時預かり事業＞における子育て援助活動事業において量と見込みの確保を算出しています。

(8) 一時預かり事業

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

① 事業概要

幼稚園の正規の教育時間(1日4時間が標準)の前後や夏休み期間中などに、在園児を預かり保育します。

② 量の見込と確保方策

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の給付対象となったことを踏まえ、ニーズ調査を行っています。長期休業日の預かり等、保育ニーズへの対応を幼稚園と協議しながら進めると共に、1号認定のお子さんの必要性も勘案しながら、限られた各園のキャパシティを最大限有効に活用できるよう、各園の協力を得ながら調整していきます。

確保方策については、幼稚園による一時預かり事業は、各幼稚園の事業計画に位置付けられているため、1号認定による利用見込み量は、各園を支援することで対応していきます。2号認定による利用は、保育ニーズとして位置付け、計画上の位置付けに関わらず、各幼稚園の事業展開を支援します。

(単位:人/年)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込	1号認定による利用	表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定				
	2号認定による利用					
確保方策(一時預かり事業)						

◆ 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動事業(病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリーサポートセンター事業)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

① 事業概要 <幼稚園型を除く>

保育所等を利用していない家庭において日常生活の突発的な事情や、社会参加等により家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【事業形態】保育所による一時預かり、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

* トワイライトステイは、本市では実施予定はありません。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、アンケート調査の結果より算出しています。

確保方策については、一時預かり事業では保育所で可能な一時預かりの人数を基に算出しています。

子育て援助活動支援事業では、ファミリーサポートセンターの活動件数を基に算出しており、今後さらなる支援会員の拡充を図ります。

本市ではトワイライトステイについて実施予定がないため確保方策の記載はありません。

(単位:人/年)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		表中の数字は、本計画期間の数字に 更新予定				
確保方策	一時預かり事業(在園対象型を除く)					
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)					
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					

(9) 延長保育事業

① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

② 量の見込と確保方策

量の見込は、アンケート調査の結果から算出しています。

確保方策は、実施箇所数は延長保育を行う園について記載しています。

(単位:人/日)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定				
確保 方策	実施体制					
	実施箇所数					

(10) 病児・病後児保育事業

① 事業概要

この事業は多くの自治体で病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業として実施されています。本市においては、ファミリーサポートセンター事業のなかで子育て援助活動事業(病児・緊急対応強化事業)で病児・病後児を預かる事業として実施しています。

② 量の見込と確保方策

確保方策については、今後も病児・病後児預かりを行う支援会員向けの研修を実施し、病児・病後児研修を受講した支援会員数と支援会員一人当たりの対応数としています。

病児・病後児対応の支援会員数を増やすことで利用者の要望に応じていきます。加えて新たに病児・病後児保育事業は、広域での設置を検討し、令和〇年度からの受け入れを目指します。

区分			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込			表中の数字は、本計画期間の数字に 更新予定				
確保 方策	病児・病後児保育事業	人/年					
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)	人/年					

※ 病児・病後児保育事業は、広域での実施を想定し、1日2人、年間240日開所することを目安。

(11) 放課後児童クラブ事業

① 事業概要

児童福祉法に基づき保護者が労働等により昼間家庭にいないなどの場合に、授業の終了した放課後と土曜日、夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し生活指導を行うこと等により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図るものです。入所している児童が、心身ともに健やかに育成されることを保障すべくこの事業を実施しています。

市内の公立小学校区毎に1箇所ずつ整備し、5箇所あります。

② 量の見込みと確保方策

量の見込みは、令和〇年度の小学校別在校生数に人口構成の変化率を掛けて各年度の在校生数を求め、在校生対象ニーズ調査を踏まえた利用希望率を掛けて量の見込みを算出しています。

確保方策については、各小学校区に1か所の実施を今後も継続していきます。待機児童が発生したときに長時間の利用が必要等の必要度の高い学校区については、放課後こども総合プランを踏まえて更なる既存事業の活用に加え、国庫補助の枠組みによる運営費助成事業の展開を図ります。なお、既存の5施設は各小学校の敷地とは別に独立した施設として整備済みのため、放課後こども総合プランにおける連携型として実施します。(放課後子ども教室は、ふれあいスクール事業として主に遊びの場として位置付け、土曜日、日曜日、祝日を除き、毎日全校で実施済です。)放課後児童クラブの開所時間については、既に全ての施設で保育所と同じ午後7時まで延長して開所しており、この開所時間を維持継続します。

【放課後児童クラブとふれあいスクール(放課後子ども教室)の連携方法など】

プログラムの企画は内容や実施日等について、現在各校で実施している、放課後児童クラブとふれあいスクールと小学校の連携会議の場を活用し、連携して実施します。

実施に当たっては、放課後児童クラブ支援員は、放課後児童クラブ児童の学校への移動を含めた安全確保のため利用児童数に応じてふれあいスクールに引率し、ふれあいスクールのパートナーと連携して事業を実施することとします。各小学校とは、余裕教室の活用状況等について毎年協議し、使用計画を決定します。

また、放課後児童クラブとふれあいスクールの実施手法、学校や教育委員会との連携手法等については、総合教育会議等を活用し総合的な放課後対策を協議することとします。

一体型の放課後児童クラブについては、小学校の余裕教室の発生状況を踏まえ、設定が可能な場合に本計画に位置付けることを検討します。

放課後児童クラブの事業目標

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み (延人数)	低学年	表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定				
	高学年					
	計					
確保方策	公設民営					
	補助型					
	計					

ふれあいスクール(放課後子ども教室)

区分		〇年度	〇年度	1年度	2年度	3年度
確保方策	実施箇所数	表中の数字は、本計画期間の数字に更新予定				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業に加え、幼稚園の給食の副食費の支給も行います。

② 事業実施の方向性

国の制度に準拠して平成27年度より実施しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

② 事業実施の方向性

今後、本市の状況を勘案し調査研究したうえで、事業の必要性も含めて検討します。

(14) 産後ケア事業

① ●●

② ●●



第7章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

- ◆ 「逗子市子ども・子育て会議条例」に基づき市長の諮問機関である「逗子市子ども・子育て会議」を設置し、事業計画及び本市の子ども・子育て支援に関する円滑な事業運営を推進するとともに、子ども・子育てに関する問題提起や意見等を市に対して行います。
- ◆ 本計画の推進にあたって、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所など子ども・子育て支援事業者、学校、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら施策を推進していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、的確に事業に反映させます。

2 計画の進行管理

本市の計画体系は、全ての計画を総合計画の下に体系化し、総合計画・基幹計画・各個別計画の三層を連動させ、一体的に計画の実現を推進していくことから、個別計画・基幹計画における審議会等での意見聴取を経て、総合計画審議会が進行を管理します。

体制図

(1) 逗子市子ども・子育て会議などにおいて計画の進捗状況を評価・検証

本計画では、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「逗子市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議および子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況を把握し、点検、評価などを各年度で行います。

(2) 福祉、教育、保健等の庁内関係課との連携・調整

本計画を効率的・効果的に実施するためには、子育て支援課のみならず、本市の子育てに関わる関係課と連携し取り組む必要があります。また子ども・子育て会議等での意見等も踏まえ、新たな課題等に対しては関係課との連携・調整を図ります。

(3)計画の周知・浸透

市民にとって本計画を分かりやすく、利用しやすいものとするため、本計画の進行状況を市の広報やホームページなどにより公表します。

(4)社会情勢の変化などを踏まえた施策の充実や見直し

社会情勢の変化や国や県等の動向、本市の総合計画や財政状況等を踏まえ、必要に応じて計画の充実や見直しを図ります。

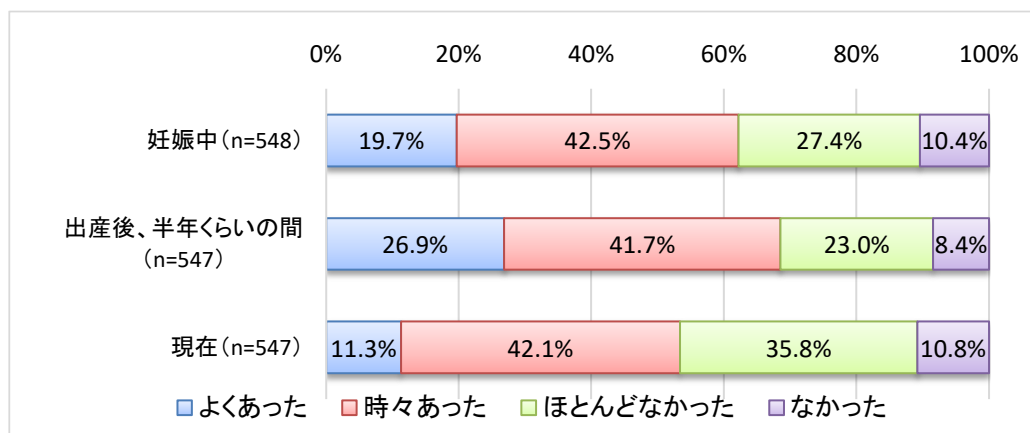
1 子育て支援施策の現状

「逗子市子ども・子育て支援事業計画の策定」に伴うアンケート調査結果による主な特徴と関連する事業から子育て支援事業について課題と現状を整理しました。

(1) 妊娠期から出産後まで

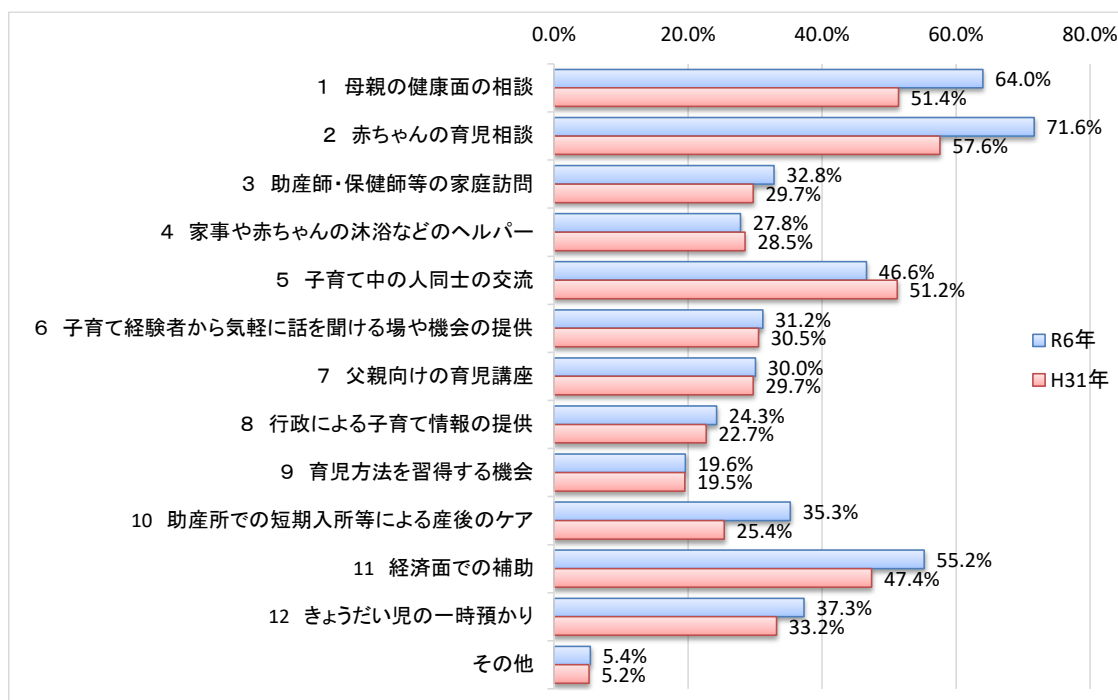
対応する主な子育て支援事業：「妊婦健診事業」「妊産婦・乳児訪問事業」
「妊産婦・乳幼児教室事業」「乳幼児健診事業」
「産後ケア事業」

未就学児調査によると、妊娠中から出産後半年くらいの間は、不安を感じたり自信が持てなくなったりする方が半数を超え、とくに、出産後半年くらいの間では「よくあった」方が26.9%、「時々あった」と合わせると68.6%となっています。



未就学児調査によると、妊娠中・出産後重要なサポートとしては、「赤ちゃんの育児相談」「母親の健康面の相談」「経済面での援助」を上げる方が、それぞれ 71.6%、64.0%、55.2%で、5割を超え、「子育て中の人同士の交流」が 46.6%で続いています。

これを平成 31 年と比較すると、「助産所での短期入所等による産後のケア」「母親の健康面の相談」「経済面での補助」「きょうだい児の一時預かり」の需要が増えている一方、「子育て中の人同士の交流」「家事や赤ちゃんの沐浴などのヘルパー」の需要が減っています。

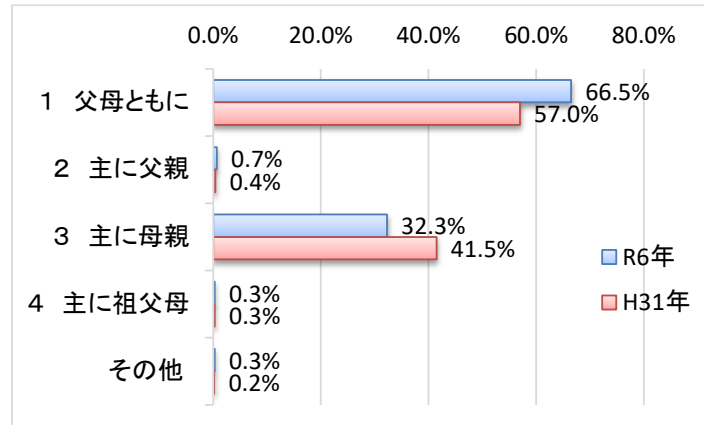


(2) 子育ての環境について

① 父親の子育て

未就学児調査によると、主に子育てを行っている方について、「父母ともに」が66.5%で最も多く、「主に母親」が32.3%と3割を超えています。「主に父親」はわずか0.7%です。父親の積極的な関与が望まれます。

これを平成31年調査と比較すると、「父母ともに」が若干の増加傾向にあります。

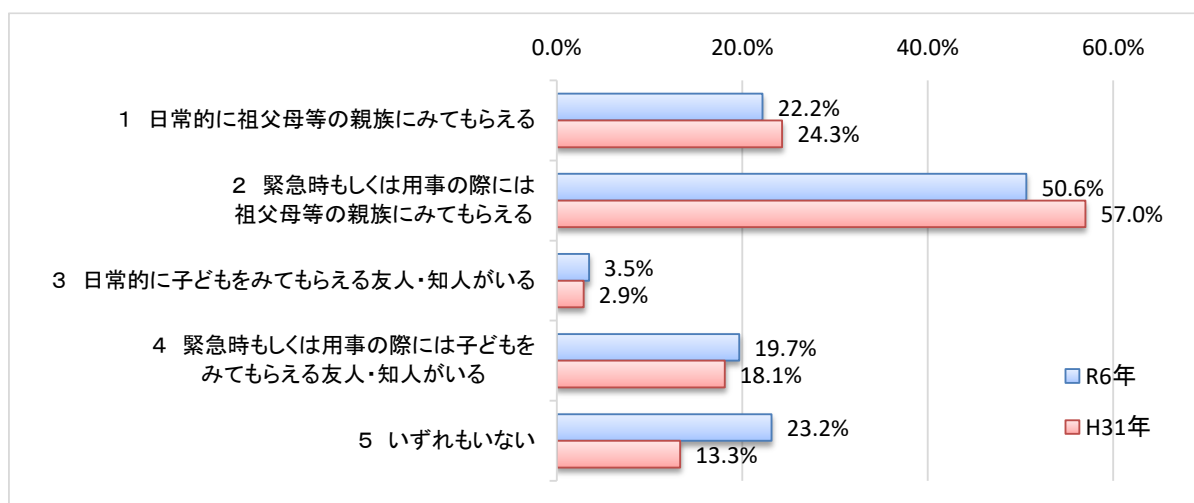


② 緊急時の協力体制

対応する主な子育て支援事業:「ファミリーサポートセンター」

未就学児調査によると、子どもをみてもらえる親族・知人の有無に関して、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」人がいない方が23.2%と2割を超えています。子育てを支える環境の整備が求められています。

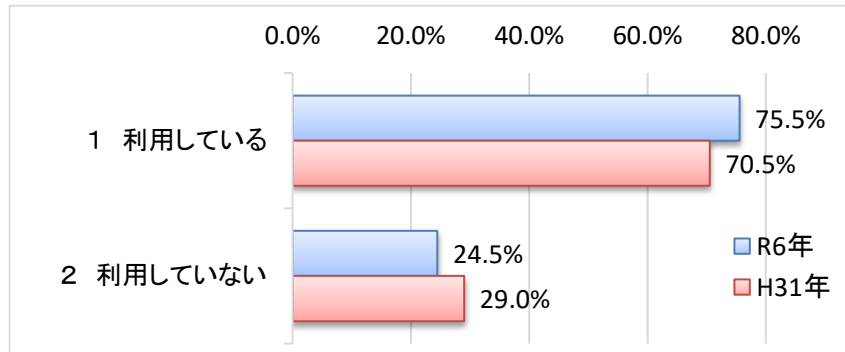
これを平成31年調査と比較すると、いずれもない方の構成比が高くなっています。



③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

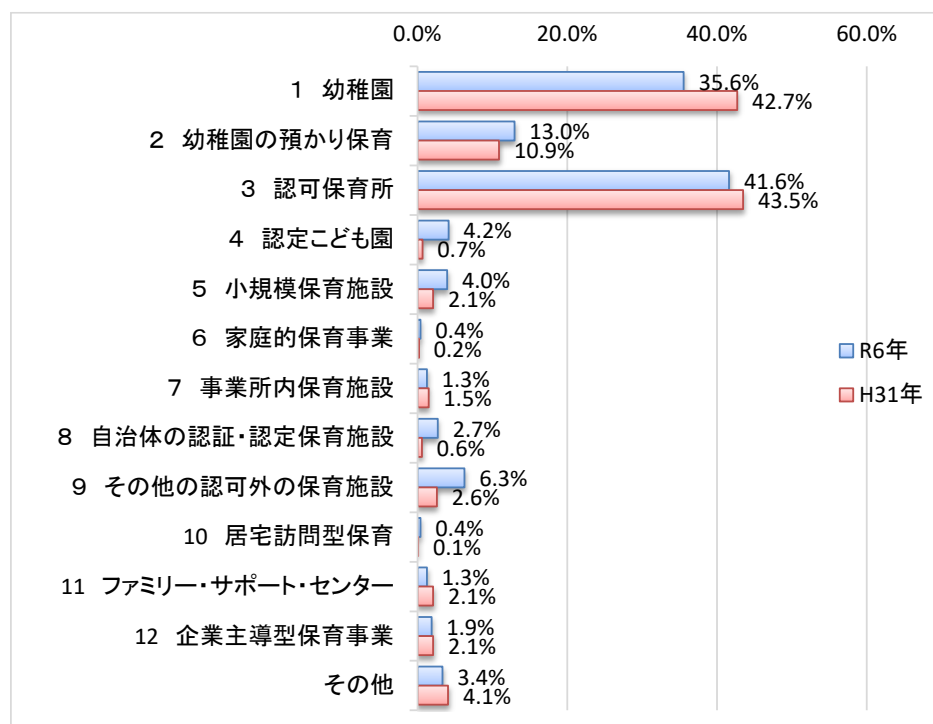
未就学児調査によると、利用状況・利用意向の現状からみて定期的な教育・保育事業利用の有無をみると、「利用している」は 75.5%、「利用していない」は 24.5%となっています。

これを平成31年調査と比較すると、「利用している」方の構成比が高くなってきています。



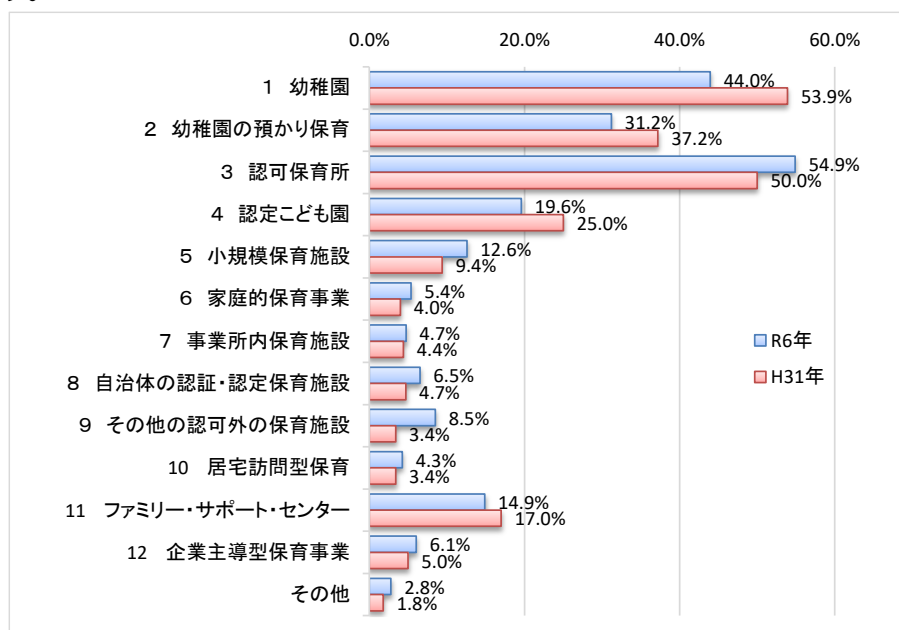
定期的に利用している具体的事業では、「認可保育所」「幼稚園」が、それぞれ 41.6%、35.6%で、多くなっています。その他、「幼稚園の預かり保育」が 13.0%となっています。

これを平成 31 年調査と比較すると、「幼稚園」、「認可保育所」の利用が減少傾向にあり、「認定こども園」「自治体の認証・認定保育施設」など、様々な事業の利用が増加傾向にあります。



定期的に利用することを希望する具体的事業では、「認可保育園」が 54.9%で、5割を超え、「幼稚園」44.0%、「幼稚園の預かり保育」が 44.0%、「認定こども園」が 19.6%で続きます。

これを平成 31 年調査と比較すると、「認可保育所」「小規模保育施設」「認可外の保育施設」などの希望が増えています。

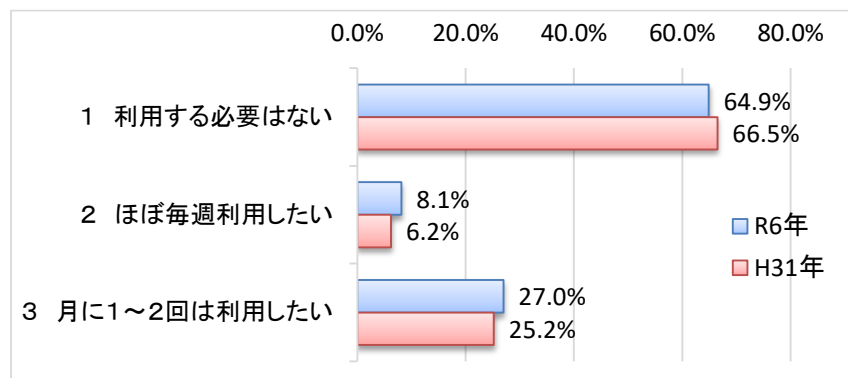


④ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業

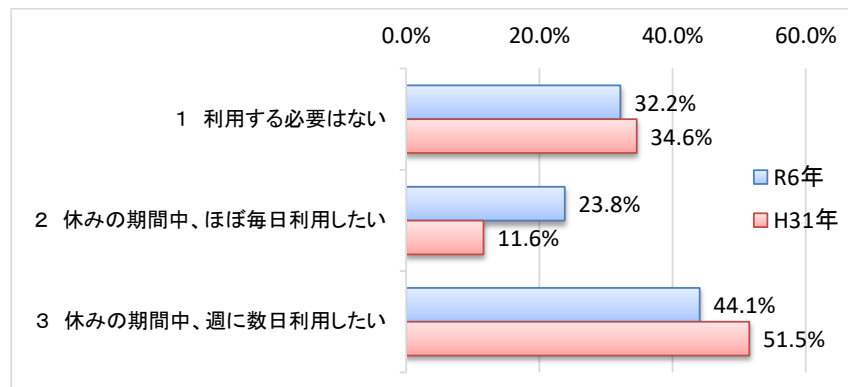
未就学児調査で、土曜・休日の定期的な教育・保育事業が必要なサービスの利用意向をみると、定期的な教育・保育事業では土曜日の利用は必要ない考える方が、32.2%で、多い傾向にあります。

長期休暇中に「休みの期間中、週に数日利用したい」との意向を持つ方が 44.1%と 4 割を超えています。

【土曜日】



【長期休暇中】

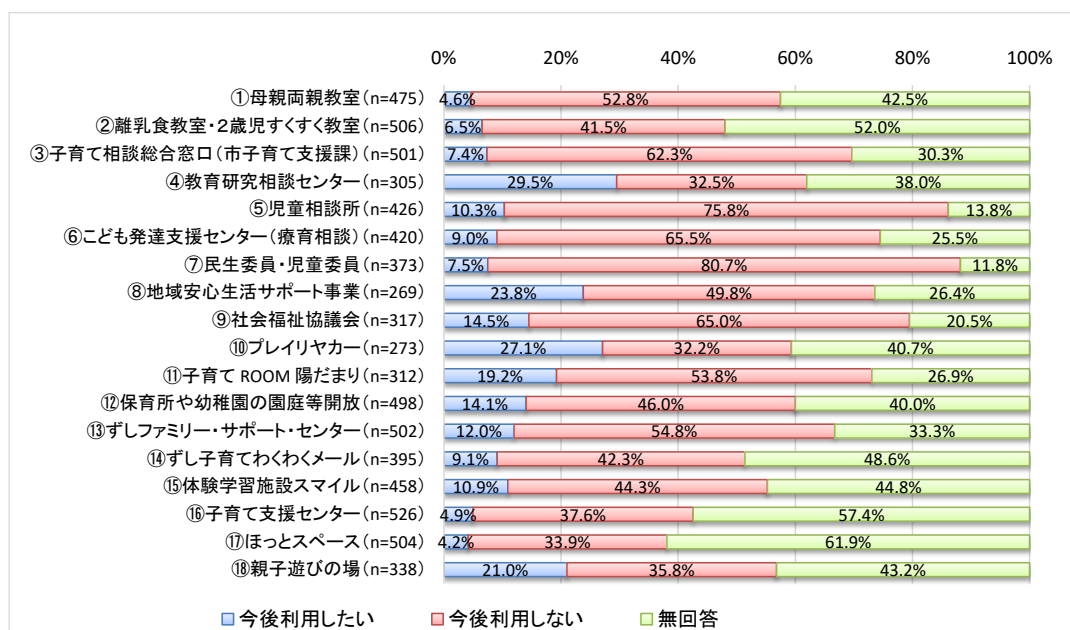


⑤ 希望が多い地域子育て支援拠点事業の利用

未就学児調査で、認知度が高い事業については「ほっとスペース」「母親両親教室」「子育て支援センター」「離乳食教室・2歳児すくすく教室」などの割合が大きく、利用している事業では「ほっとスペース」「子育て支援センター」「離乳食教室・2歳児すくすく教室」の割合が大きい。

利用したい事業では「教育研究相談センター」「地域安心生活サポート事業」「プレイリヤカー」「親子遊びの場」の割合が大きい。

区 分	事業を知っている (%)	利用したことがある (%)	今後利用したい (%)
①母親両親教室	95.4	37.9	4.6
②離乳食教室・2歳児すくすく教室	93.5	45.5	6.5
③子育て相談総合窓口（市子育て支援課）	92.6	23.0	7.4
④教育研究相談センター	70.5	8.5	29.5
⑤児童相談所	89.7	3.5	10.3
⑥こども発達支援センター（療育相談）	91.0	16.4	9.0
⑦民生委員・児童委員	92.5	4.3	7.5
⑧地域安心生活サポート事業	76.2	2.6	23.8
⑨社会福祉協議会	85.5	6.0	14.5
⑩プレイリヤカー	72.9	13.6	27.1
⑪子育てROOM陽だまり	80.8	7.7	19.2
⑫保育所や幼稚園の園庭等開放	85.9	25.9	14.1
⑬ずしファミリー・サポート・センター	88.0	21.3	12.0
⑭ずし子育てわくわくメール	90.9	39.5	9.1
⑮体験学習施設スマイル	89.1	33.8	10.9
⑯子育て支援センター	95.1	52.5	4.9
⑰ほっとスペース	95.8	57.7	4.2
⑱親子遊びの場	79.0	22.2	21.0



⑥ 病気の際の対応－病児・病後児保育事業の利用ニーズ

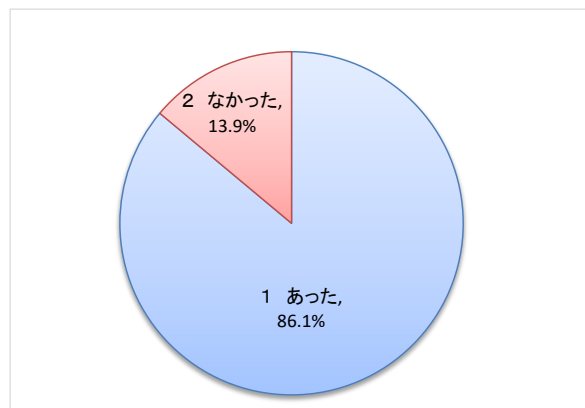
対応する主な事業：ファミリーサポートセンターの病児・病後児預かり

未就学児調査で、定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応は、「母親が休んだ」が79.3%で最も多く、「父親が休んだ」が49.7%「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」がそれぞれ25.2%で、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が20.8%で続きます。

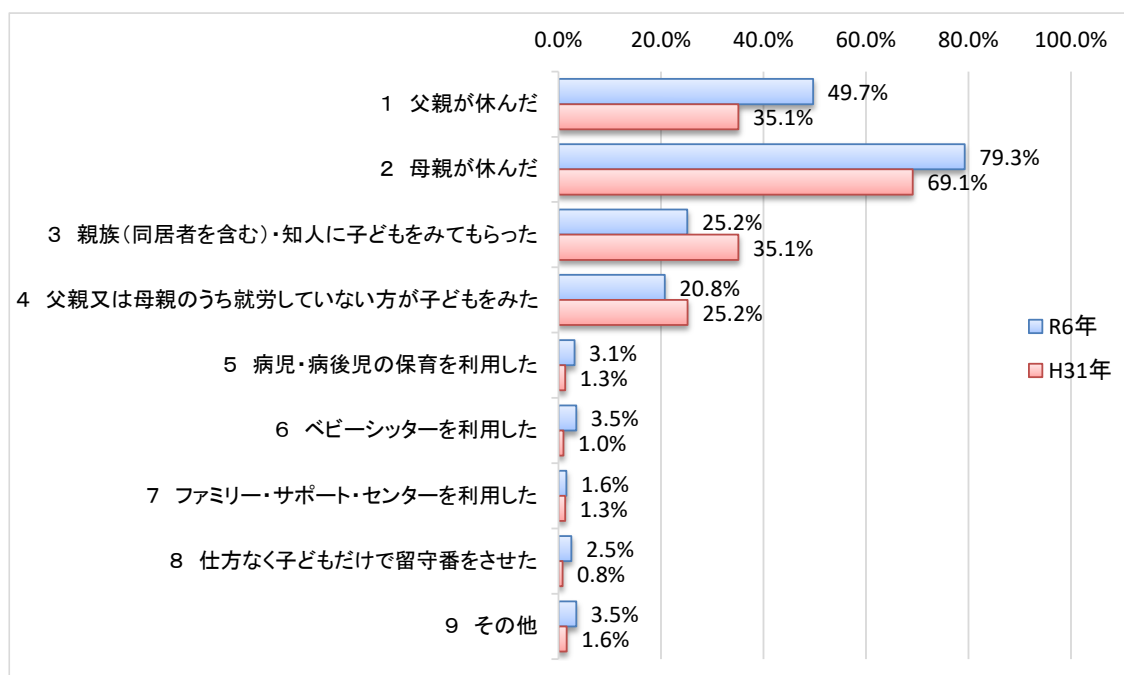
父母が休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は56.4%となっています。その際の望ましいと思う事業形態では、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が82.1%で最も多く、「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が59.3%で続きます。

定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応で、父母が休んだ以外の対応を行った方のうち、10.5%が「仕事を休んで看することは非常に難しい」と考えて休まなかったという結果でした。理由としては30.0%の方が「子どもの看護を理由に休みがとれない」「自営業なので休めない」を挙げていました。

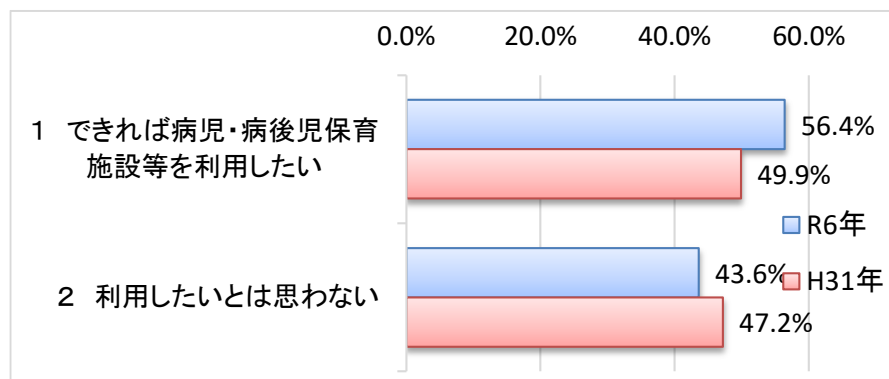
【病気やケガで通常の事業が利用出来なかったこと】



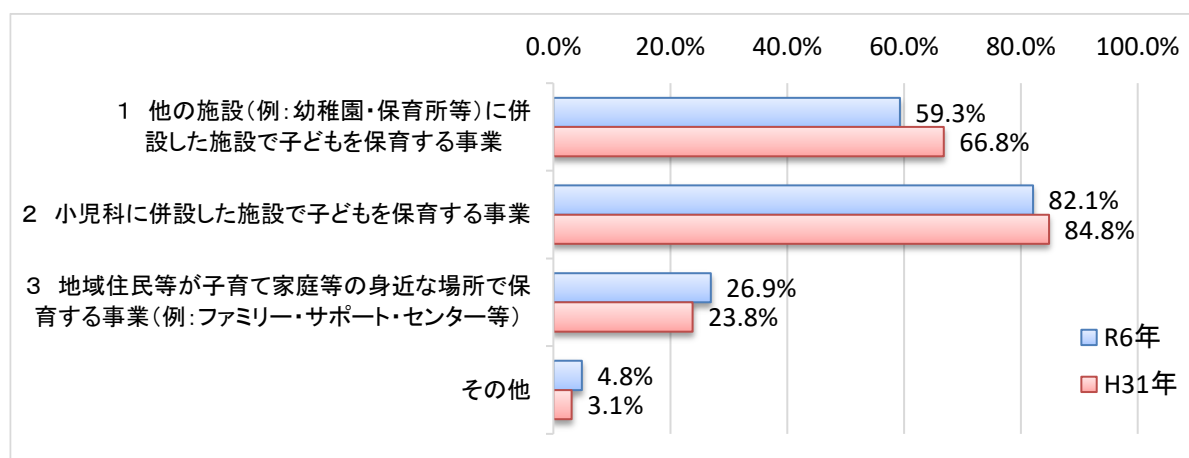
【あった場合の対処法】



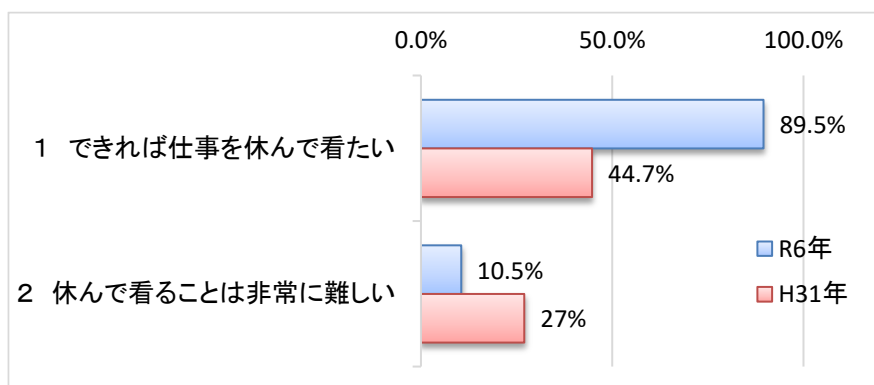
【父母や休んだ際の病児・病後児の保育施設等の利用意向】



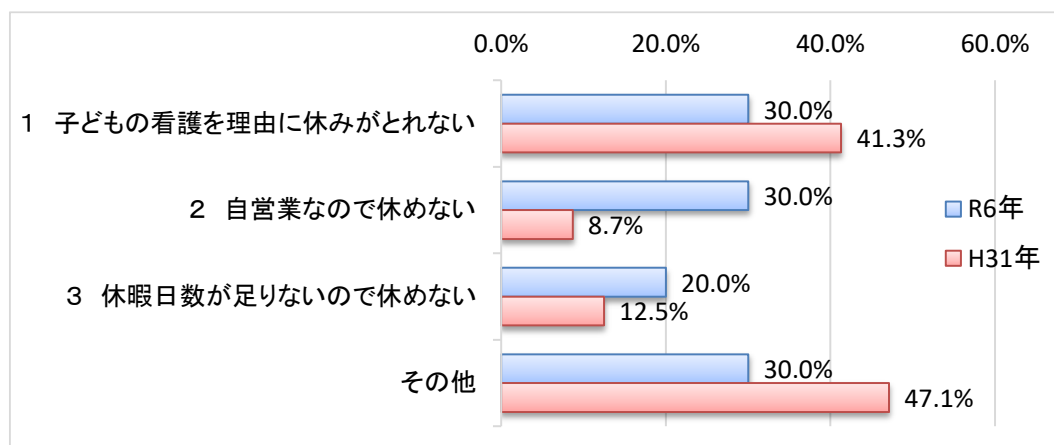
【利用する場合の望ましいと思う事業形態】



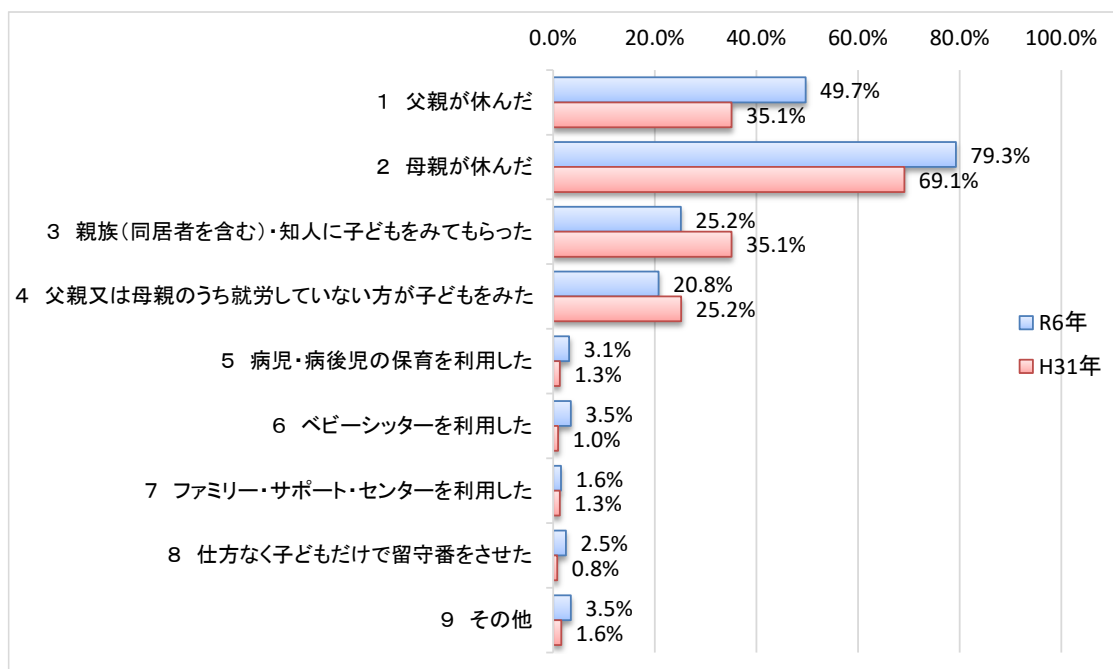
【父母が休んだ以外の対処を行った方の休暇取得に対する意向】



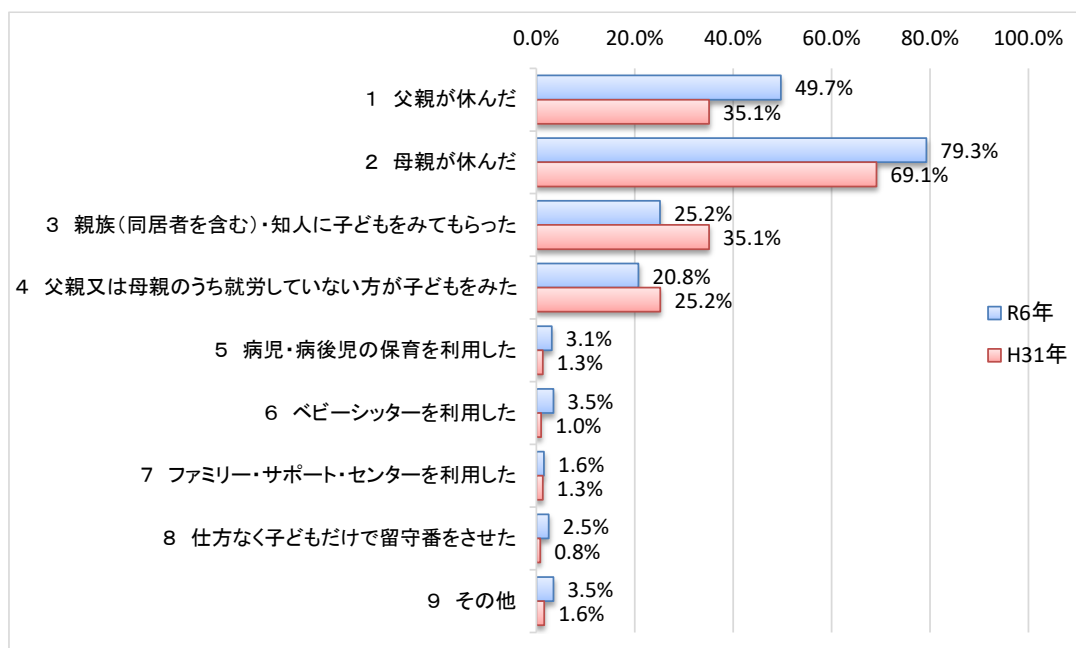
【休んで見ることは非常に難しい理由】



平成31年調査と比較すると、定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応では、「父親が休んだ」「母親が休んだ」が増え、「親族(同居者を含む)・知人に子どもをみてもらった」「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が減っています。

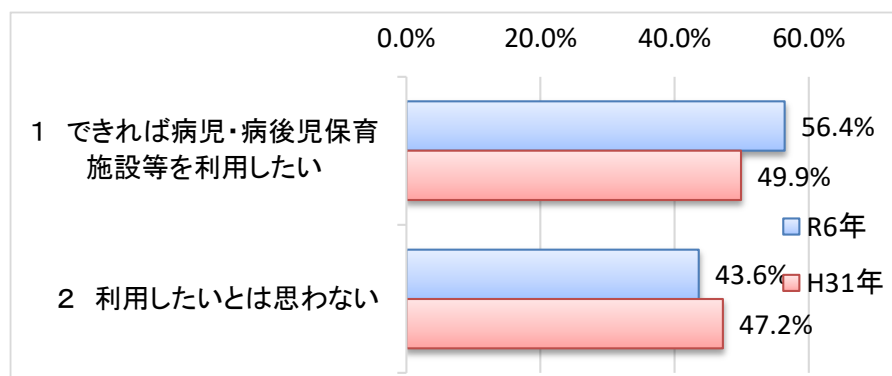


【病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処方法】



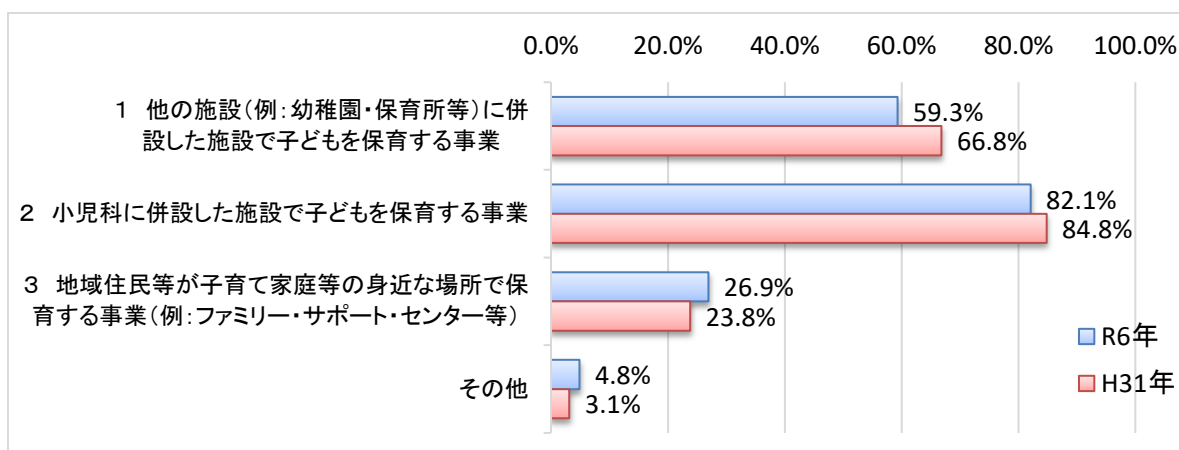
父母が休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」のほうが「利用したいとは思わない」を逆転して多くなりました。

【父母が休んだ際の病児・病後児の保育施設等の利用意向】



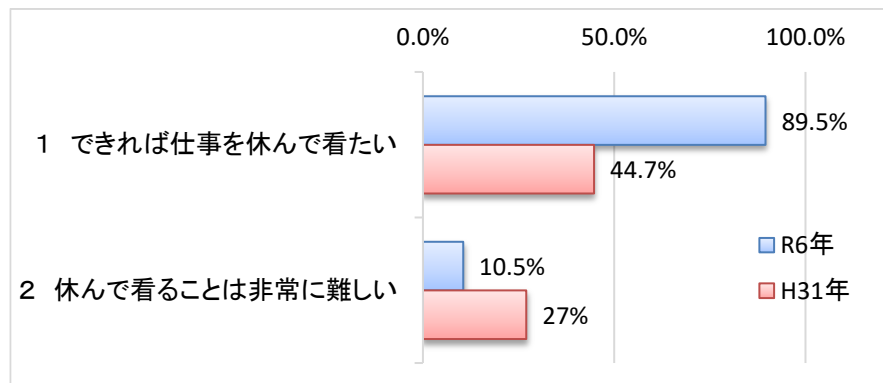
【利用する場合の望ましいと思う事業形態】

利用する場合の望ましいと思う事業形態では、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が増えています。

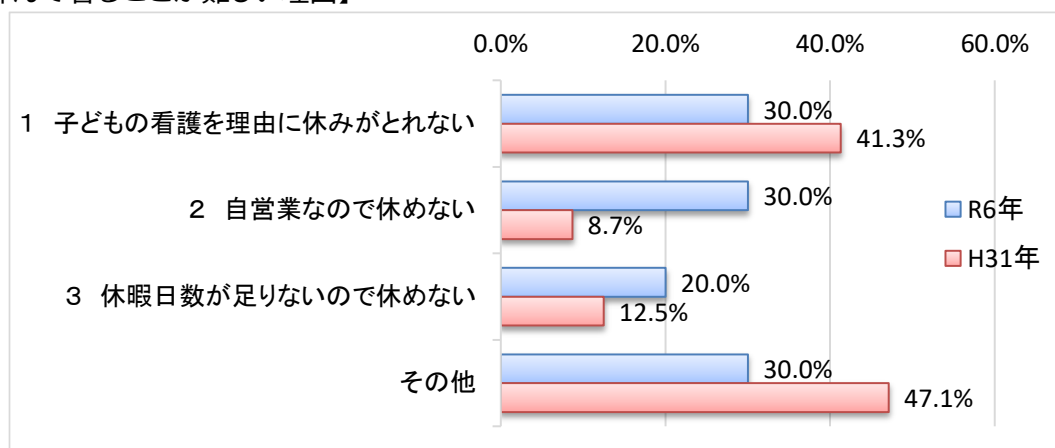


定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応で、父母が休んだ以外の対応を行った方がそのように対応した理由では、「できれば仕事を休んで看たい」の割合が増え、「休んで看することは非常に難しい」の割合がやや減少しています。

【父母が休んだ以外の対応を行った方の休暇取得に対する意向】

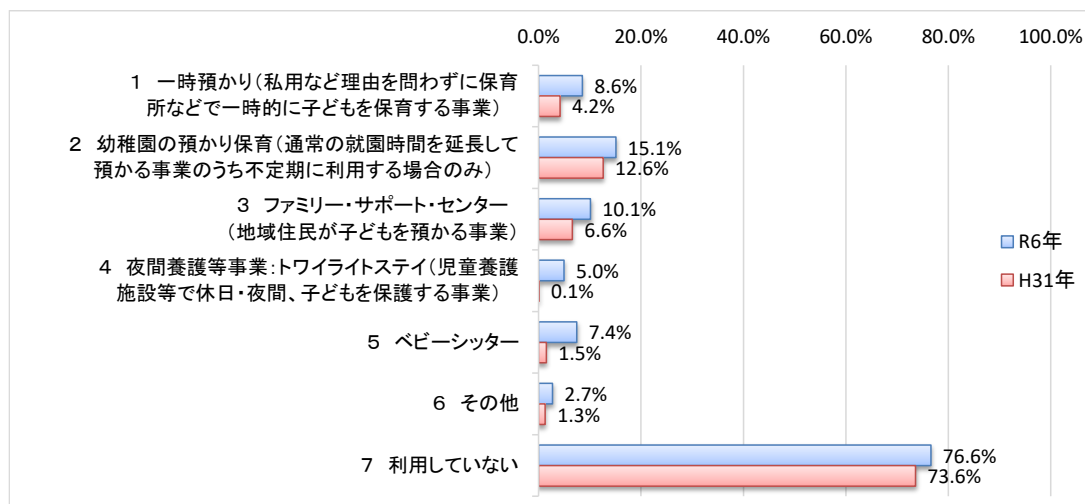


【休んで看ることが難しい理由】



⑦ 不定期で利用している教育・保育事業等の利用ニーズ

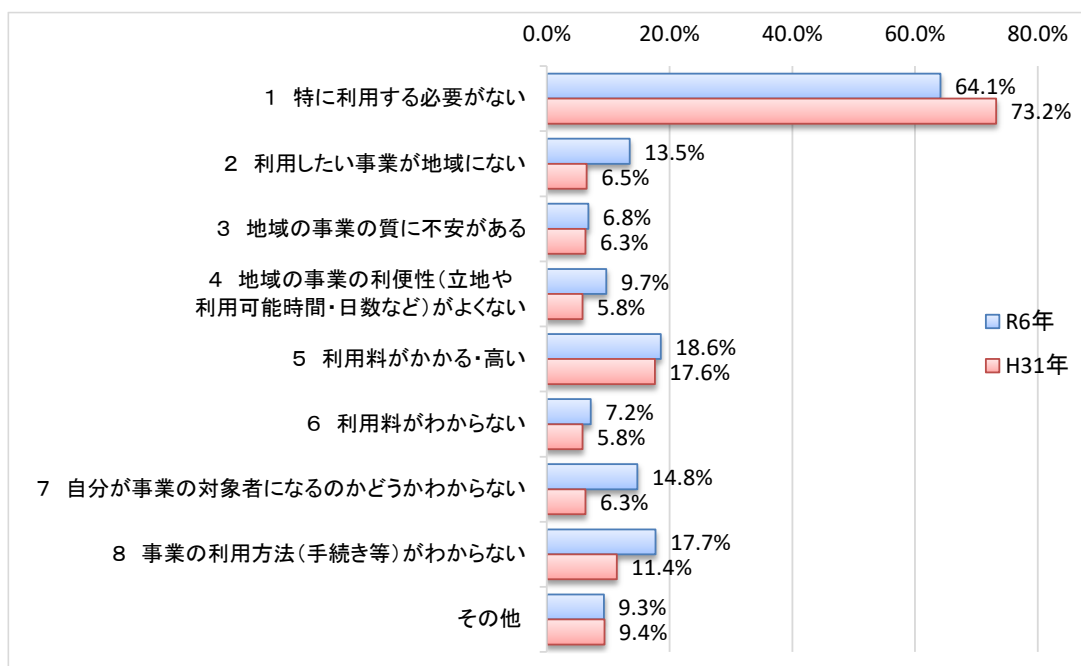
未就学児調査によると、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業では「幼稚園の預かり保育」が15.1%で最も多く、「ファミリー・サポート・センター」「一時預かり」「ベビーシッター」が続きます。



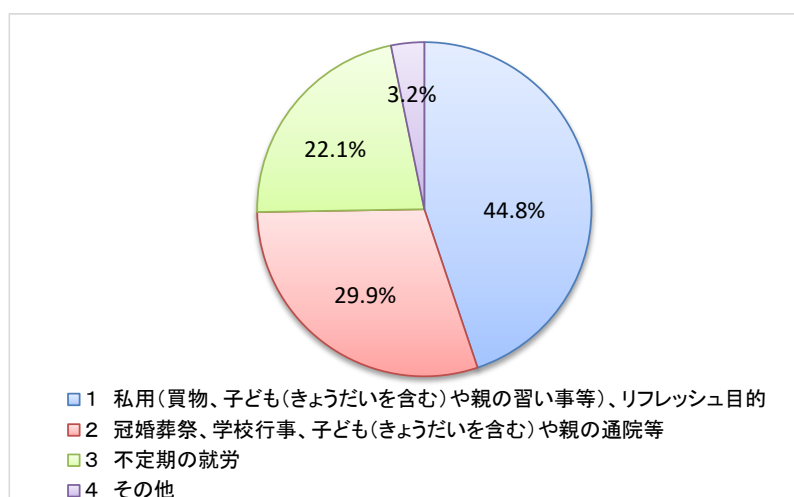
「利用したい」と回答した方の利用の目的では「私用、リフレッシュ目的」が 44.8%で最も多く、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」29.9%、「不特定の就労」が 22.1%が続いています。

その際、預けるのに望ましいと思う事業形態は「大規模施設で子どもを保育する事業」が 70.1%で最も多く、「小規模施設で子どもを保育する事業」が 56.2%、「地域住民等が子育て家庭等の近くで保育する事業」が 35.8%が続いています。

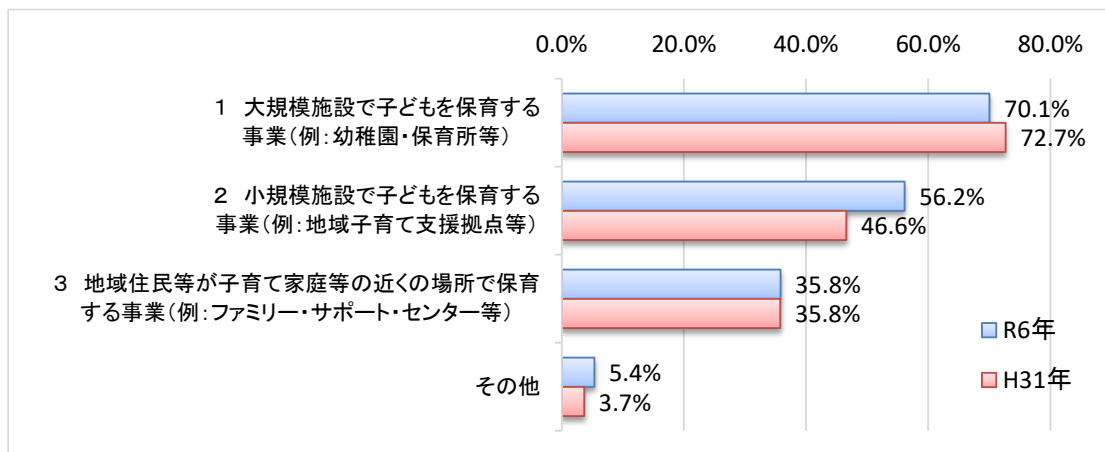
【不定期での教育・保育事業等の利用意向】



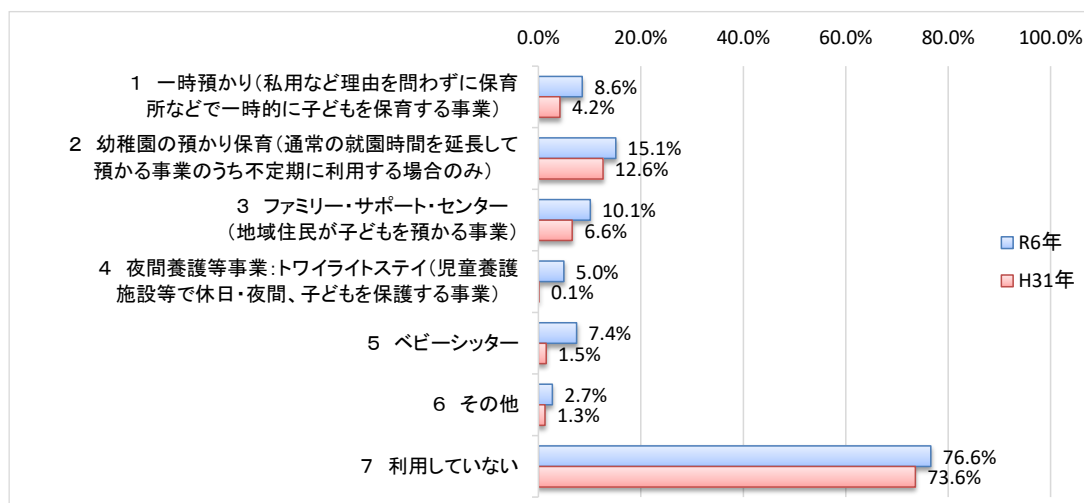
【利用したいと回答した方の利用目的】



【利用したいと回答した方の預けるのに望ましいと思う事業形態】



平成31年調査と比較すると、「夜間養護施設等事業:トワイライトステイ(児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業)」「ベビーシッター」の利用が微増しています。

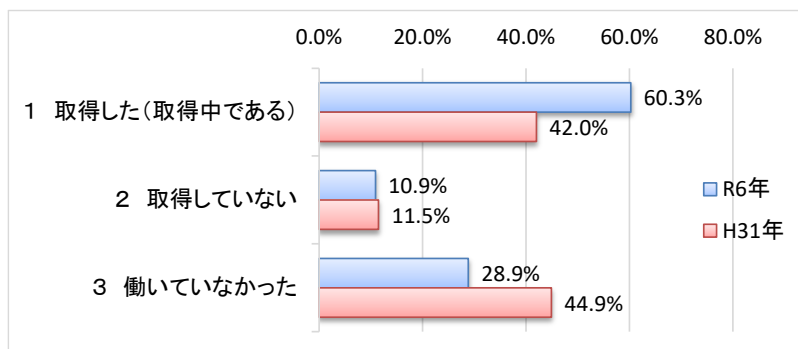


⑧ 求められるワークライフバランスー現状からみて

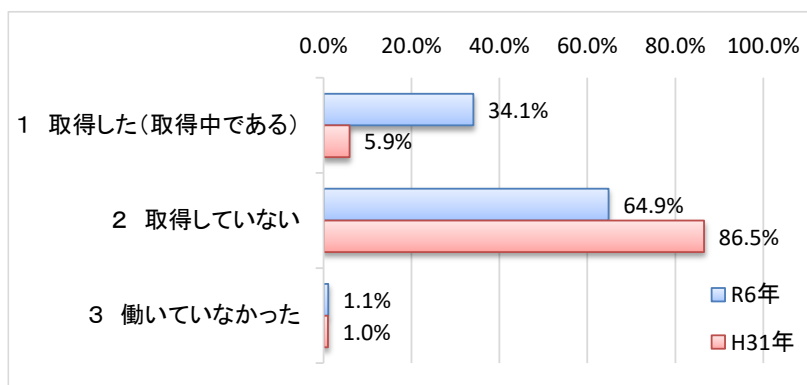
未就学児調査で母親の育児休業取得状況をみると、「取得した(取得中である)」が60.3%で最も多く、「働いていなかった」が28.9%、「取得していない」が10.9%で続きます。

これを父親でみると、「取得していない」が64.9%で最も多く、「取得した(取得中である)」は34.1%となっています。

母親



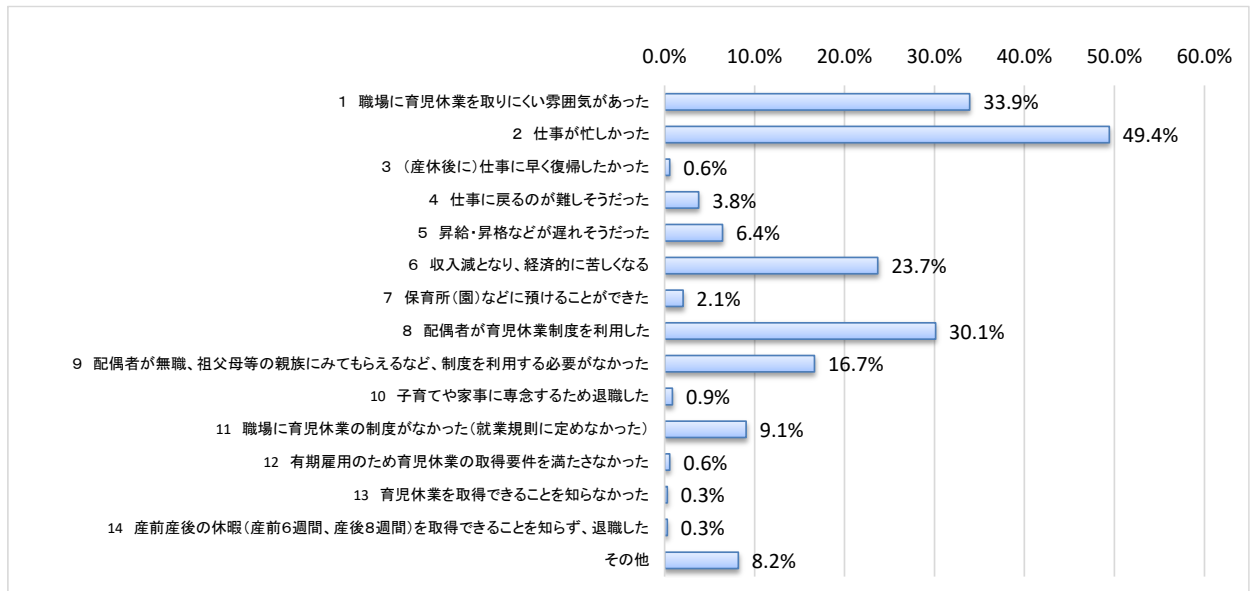
父親



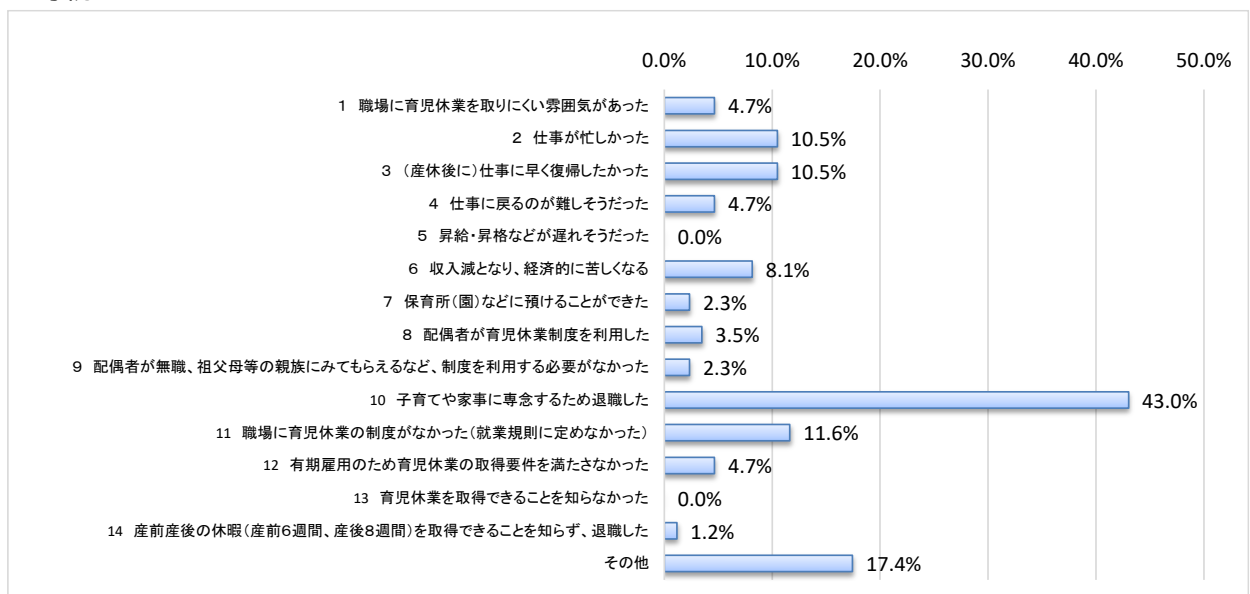
平成31年調査と比較すると、母親の育児休業取得状況をみると、「働いていなかった」が2割減り、「取得した(取得中である)」は2割以上増えています。「取得していない」に変化はありません。父親の育児休業取得状況には、3割増えており、父親の育児休業の取得状況の高まりがみられます。

育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が43.0%で最も多く、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めなかった)」が続きます。父親では「仕事が忙しかった」が49.4%で最も多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が続きます。

父親



母親

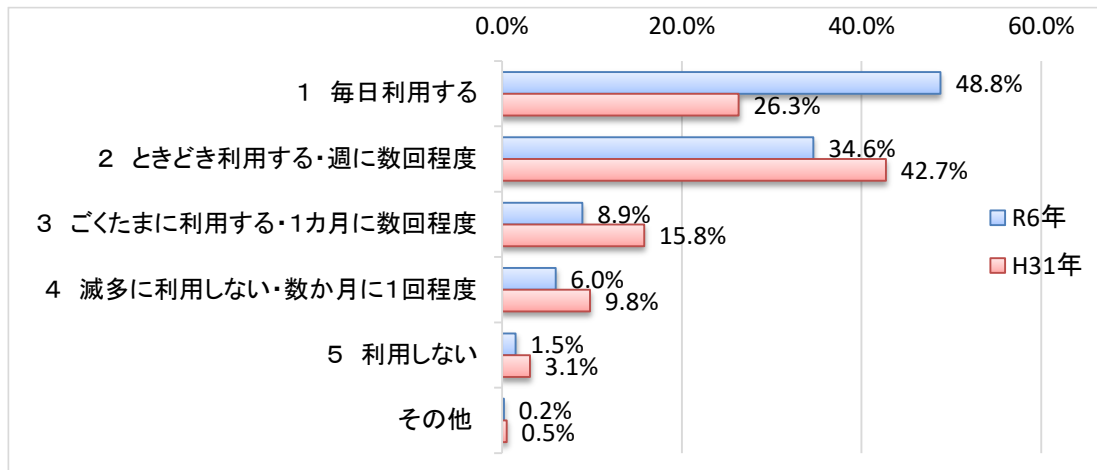


(3)子育て支援施策環境の整備

① 子育てに関するインターネット利用頻度

未就学児調査で子育てに関するインターネット利用頻度をみると、「毎日利用する」が48.8%で最も多く、「ときどき利用する・週に数回程度」と続きます。「ごくたまに利用する・1カ月に数回程度」、「減多に利用しない・数ヶ月に1回程度」は1割に満たない状況です。

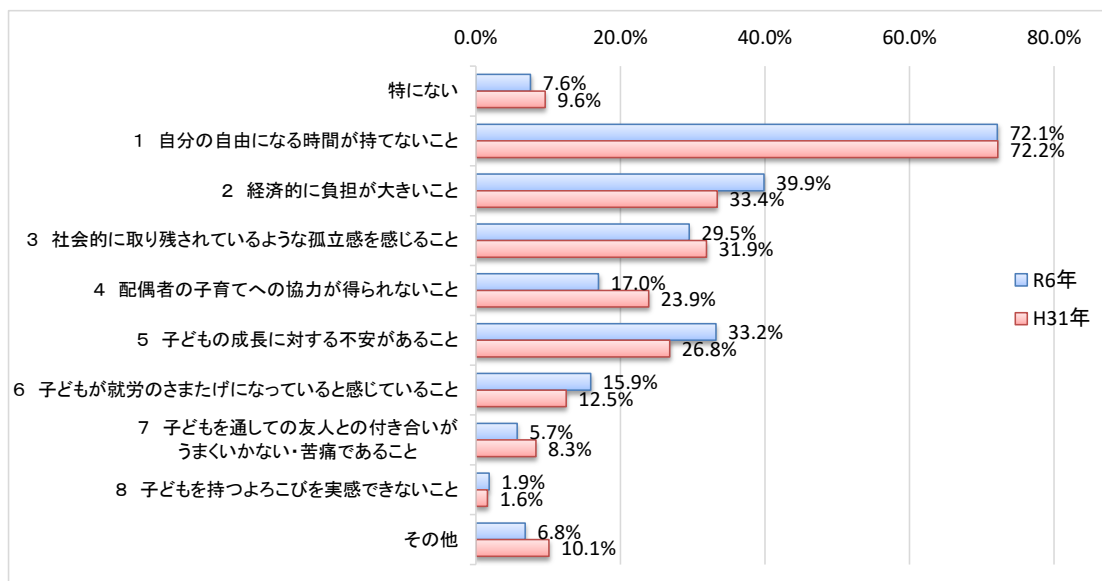
これを平成31年調査と比較すると、「毎日利用する」が増えるなど、利用頻度が格段に高くなっています。



② 子育てでつらかったこと

未就学児調査で子育てでつらかったことをみると、「自分の自由になる時間が持てないこと」が72.1%で最も多く、「経済的に負担が大きいこと」「子どもの成長に不安があること」が、それぞれ39.9%、33.2%と3割台が続いています。

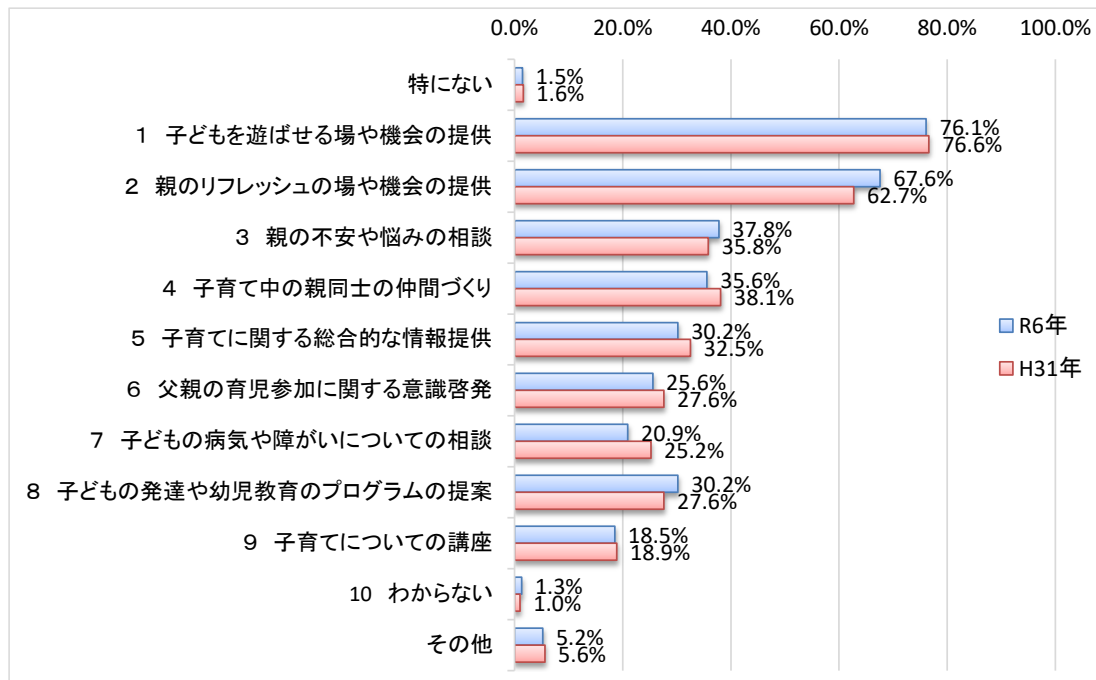
これを平成31年調査と比較すると、「子どもの成長に対する不安があること」が増えています。



③ 子育てを楽しく安心して行うために必要なサービス

未就学児調査で子育てを楽しく安心して行うために必要なサービスをみると、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が76.1%で最も多く、「親のリフレッシュの場や機会の提供」が67.6%と6割を超え、その他「親の不安や悩みの相談」「子育て中の親同士の仲間づくり」などが、それぞれ37.8%、35.6%と3割台で続きます。

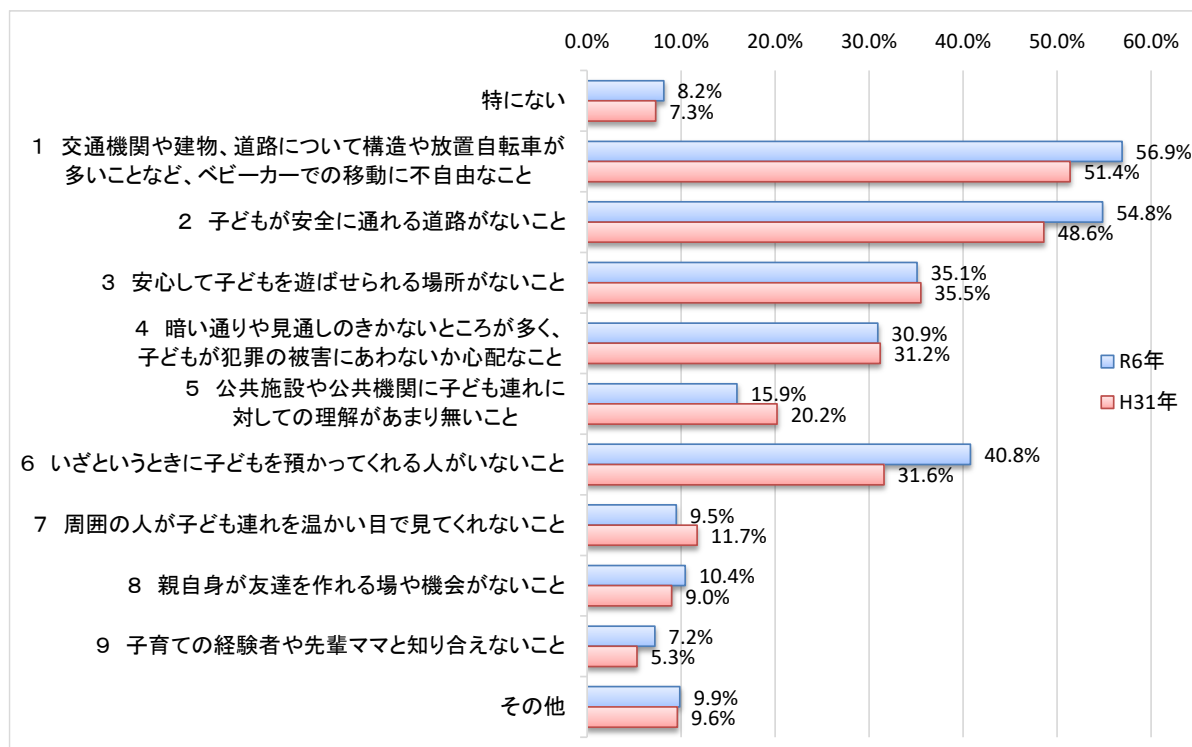
これを平成31年調査と比較すると、「親のリフレッシュの場や機会の提供」「子どもの発達や幼児教育のプログラムの提案」などが増えています。



④ 子育てで困ること・困ったこと

未就学児調査で、子育てで困ること・困ったことをみると、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」が56.9%、「子どもが安全に通れる道路がないこと」が54.8%と5割を超えて最も多く、「いざというときに子どもを預かってくれる人がいないこと」「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」などが続いています。

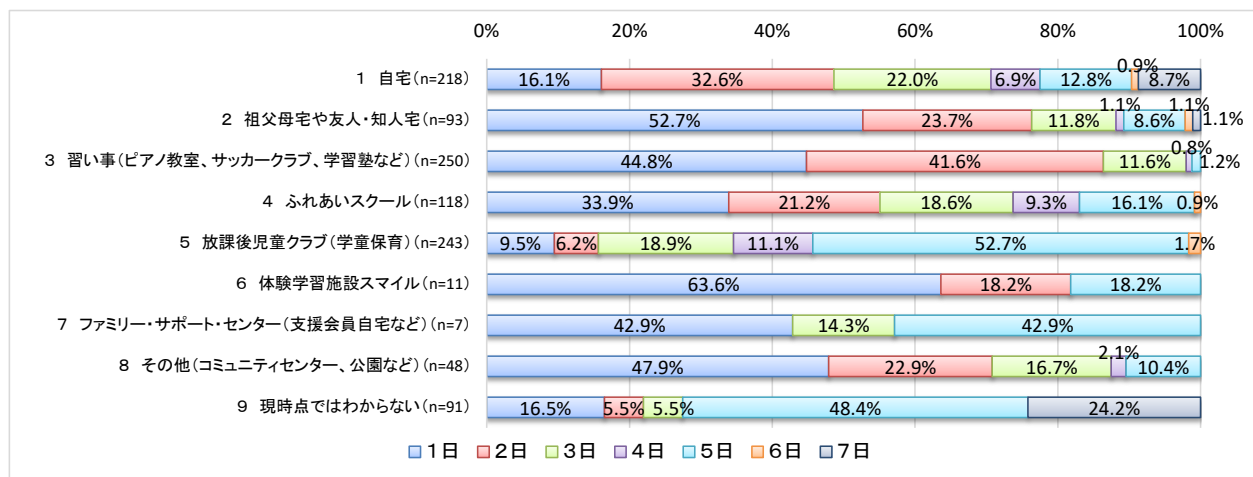
これを平成31年調査と比較すると、「公共施設や公共機関に子ども連れに対しての理解があまりないこと」「周囲の人が子ども連れを温かい目でみてくれないこと」が減ってきています。



(4)放課後児童クラブ事業

① 低学年に平日に放課後に過ごさせたい場所

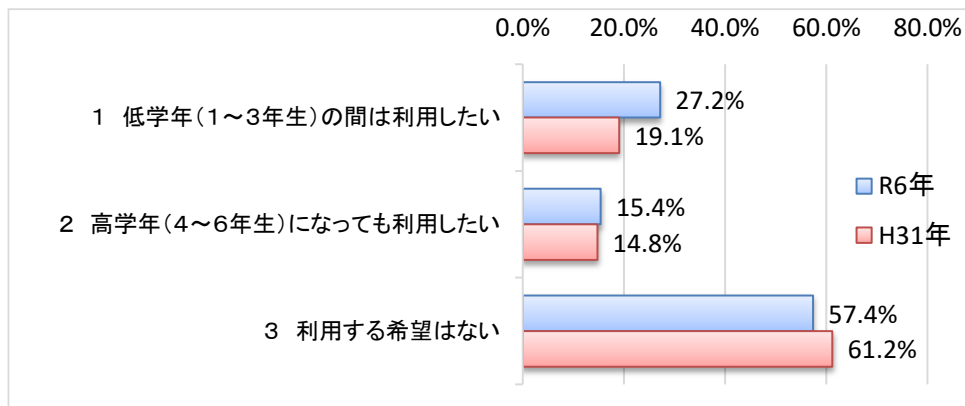
未就学児調査で低学年の間平日に放課後に過ごさせたい場所をみると、「習い事」が50.3%で最も多く、「自宅」「ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」が、それぞれ41.8%、39.9%、39.5%と4割前後で続きます。



② 土曜日の放課後児童クラブの利用希望

未就学児調査で土曜日の放課後児童クラブの利用希望をみると、「利用する希望はない」が57.4%で最も多く、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が27.2%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が15.4%で続きます。

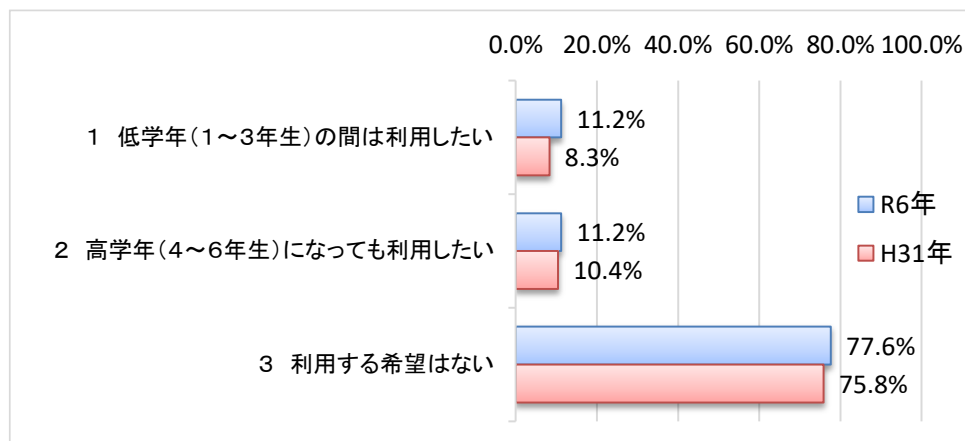
これを平成31年調査と比較すると、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が増え、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」も微増しています。また、「利用する希望はない」は減っています。



③ 日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望

未就学児調査で日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望をみると、「利用する希望はない」が77.6%で最も多く、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」「高学年(4～6年生)になっても利用したい」がそれぞれ11.2%となっています。

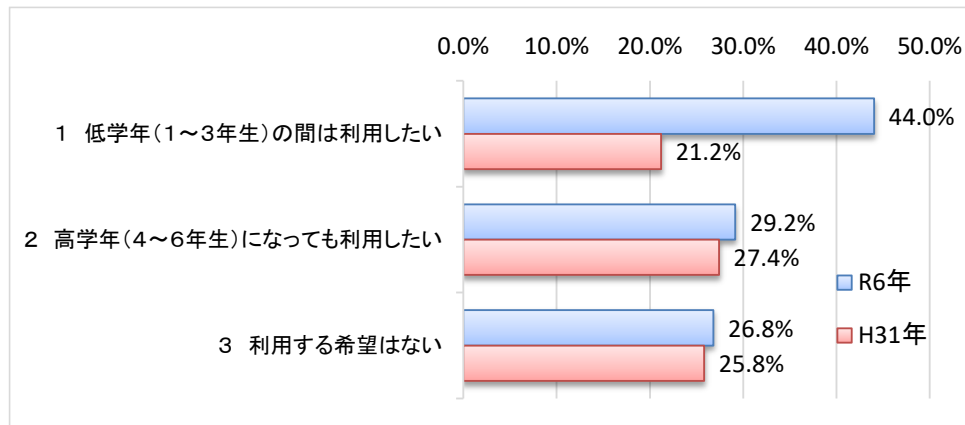
これを平成31年調査と比較すると、「利用する希望はない」が増えています。



④ 長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

未就学児調査で長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望をみると、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が44.0%で最も多く、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」「利用する希望はない」が29.2%、26.8%で続きます。

これを平成31年調査と比較すると、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が大幅に増えています。



2 若者の意見収集



(1) ●●

(2) ●●

＜様式1-1＞ 幼児期の教育・保育の需給計画【総括表】

(市町村内全域)

※青のセルにのみ入力して下さい。

【単位:人】

		第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における計画値				
		令和7年度 4月1日	令和8年度 4月1日	令和9年度 4月1日	令和10年度 4月1日	令和11年度 4月1日
① 就学 前児 童数	0歳	289	284	282	278	274
	1歳	277	303	298	296	292
	2歳	314	283	309	305	302
	3～5歳	1,106	1,066	1,010	958	947
	合計	1,986	1,936	1,899	1,837	1,815
② 量 の 見 込 み	0歳(3号)	62	61	61	60	59
	1歳(3号)	153	168	165	164	162
	2歳(3号)	170	153	167	165	164
	3～5歳(2号)	680	655	621	589	582
	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	160	154	146	139	137
	上記以外	520	501	475	450	445
	3～5歳(1号)	388	374	354	336	332
合計		1,453	1,411	1,368	1,314	1,299
③ 確 保 の 内 容	0歳(3号)	76	76	76	76	76
	1歳(3号)	158	158	158	158	158
	2歳(3号)	189	189	189	189	189
	3～5歳(2号)	702	702	702	702	702
	3～5歳(1号)	229	229	229	229	229
	合計	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
④ 需 給 差 (③ ― ②)	0歳(3号)	14	15	15	16	17
	1歳(3号)	5	▲ 10	▲ 7	▲ 6	▲ 4
	2歳(3号)	19	36	22	24	25
	3～5歳(2号)	22	47	81	113	120
	3～5歳(1号)	▲ 159	▲ 145	▲ 125	▲ 107	▲ 103
	合計	▲ 99	▲ 57	▲ 14	40	55

【「量の見込み（計画値）」の算定方法】

「算出のための手引き」によらない場合は、算定式の記入をお願いします。

※必要に応じて、行を追加して記入願います。

※その他、計画値の時点（4月1日）が異なる等、別紙の記載内容と異なる場合は、備考欄に記載願います。

【記載例】 1歳(3号)	算定式	就学前児童数 × 推計支給認定率
	算定式で 用いた数値 の算出方法	○推計就学前児童数 過去●か年の就学前児童数の平均増減率をもとに算出 (2025年度児童数＝2024年度児童数×平均増減率) ○推計支給認定率 過去●か年の平均支給認定率を使用、平均女性就業率の上昇の影響を 加味
全区分	算定式	就学前児童数 × 令和6年4月の申込率
	算定式で 用いた数値 の算出方法	○就学前児童数 「算出のための手引き」による。 ○令和6年4月の申込率 (実利用者数＋待機児童数)／就学前児童数
備考欄		

幼児期の教育・保育の
需給計画
【確保の内容の内訳表】

※青のセルにのみ入力して下さい。

(単位:人)

(単位:人)

(単位:人)

		令和7年度計画値(4月1日)						令和8年度計画値(4月1日)						令和9年度計画値(4月1日)						令和10年度計画値(4月1日)						令和11年度計画値(4月1日)					
		1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計						
				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳							
① 特定教育・保育施設	認定こども園 (幼保連携型)						0						0					0						0						0	
	認定こども園 (幼稚園型)	0	35	0	7	10	52	0	35	0	7	10	52	0	35	0	7	10	52	0	35	0	7	10	52	0	35	0	7	10	52
	認定こども園 (保育所型)						0						0					0						0						0	
	認定こども園 (地方裁量型)						0						0					0						0						0	
	認可保育所		451	65	108	131	755		451	65	108	131	755		451	65	108	131	755		451	65	108	131	755		451	65	108	131	755
	施設型給付対象幼稚園 ※⑤を除く	195					195	195					195	195					195	195					195	195					195
小計		195	486	65	115	141	1,002	195	486	65	115	141	1,002	195	486	65	115	141	1,002	195	486	65	115	141	1,002	195	486	65	115	141	1,002
② 確認を受けない幼稚園 ※⑤を除く		34					34	34					34	34					34	34					34	34					34
③ 特定地域型保育事業	小規模保育事業 (A型) ※			3	32	34	69			3	32	34	69			3	32	34	69			3	32	34	69			3	32	34	69
	小規模保育事業 (B型) ※						0						0						0						0						0
	小規模保育事業 (C型) ※						0						0						0						0						0
	家庭の保育事業			1	2	2	5			1	2	2	5			1	2	2	5			1	2	2	5			1	2	2	5
	居宅訪問型保育事業						0						0						0						0						0
	事業所内保育事業 (定員20人以上)						0						0						0						0						0
	事業所内保育事業 (小規模A型基準)						0						0						0						0						0
	事業所内保育事業 (小規模B型基準)						0						0						0						0						0
小計			0	4	34	36	74		0	4	34	36	74		0	4	34	36	74		0	4	34	36	74		0	4	34	36	74
④ 認可外保育施設			91	3	3	6	103		91	3	3	6	103		91	3	3	6	103		91	3	3	6	103		91	3	3	6	103
⑤ 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)			116				116		116				116		116				116		116				116		116				116
⑥ 企業主導型保育施設 (地域枠)			9	4	6	6	25		9	4	6	6	25		9	4	6	6	25		9	4	6	6	25		9	4	6	6	25
⑥ 幼稚園接続保育							0						0						0						0						0
合計		229	702	76	158	189	1,354	229	702	76	158	189	1,354	229	702	76	158	189	1,354	229	702	76	158	189	1,354	229	702	76	158	189	1,354

※ 小規模保育事業は、国家戦略特区小規模保育事業の場合のみ2号にも入力可能

＜様式2＞ 放課後児童健全育成事業の需給計画

(市町村内全域)

【単位：人、箇所数】

		第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における計画値				
		令和7年度 4月1日	令和8年度 4月1日	令和9年度 4月1日	令和10年度 4月1日	令和11年度 4月1日
①児童数	1年生	392	385	398	366	352
	2年生	456	404	397	409	377
	3年生	431	460	407	401	414
	4年生	441	436	466	412	407
	5年生	562	446	441	471	417
	6年生	459	563	447	441	473
	合計	2,741	2,694	2,556	2,500	2,440
②量の 見込み	1年生	145	150	162	155	156
	2年生	138	128	132	143	138
	3年生	79	85	77	77	81
	4年生	42	40	41	35	33
	5年生	25	19	18	18	15
	6年生	13	16	13	13	14
	合計	442	438	443	441	437
③確保の内容 (人数)		432	432	457	457	457
④確保の内容 (箇所数)		5	5	5	5	5
	うち、一体型 (箇所数)					
⑤需給差 (③－②)		▲ 10	▲ 6	14	16	20

【「量の見込み（計画値）」の算定方法】

※「算出のための手引き」によらない場合は、算定式の記入をお願いします。

その他、計画値の時点（4月1日）が異なる等、別紙の記載内容と異なる場合は、備考欄に記載願います。

算定式	児童数 × 申込割合
算定式で 用いた数値 の算出方法	○申込割合 平成30年4月から令和6年4月の申込割合の変化が令和7年度以降も 継続すると見込んだ。
備考欄	

令和 6 年度 第 1 回

逗子市子ども・子育て会議
会議録（案）

令和 6 年 5 月 24 日開催

令和6年度 第1回 逗子市子ども・子育て会議 会議録

1 日 時 令和6年5月24日（金）午前9時30分から午前11時30分まで

2 開催場所 体験学習施設スマイル 多目的室（アトリエ）

3 出席者

（1） 委員（名簿順）

豊田委員、横山委員、市川（悟）委員、小関委員、渡部委員、市川（由）委員、
渡邊委員、武藤委員、横地委員、寶川委員、小野委員 以上11名

（2） 事務局

福井教育部担当部長（子育て担当）（教育部次長（子育て担当）事務取扱）

子育て支援課（伊藤課長、中川担当課長（青少年育成担当）、鈴木係長、佐藤専任主査、
稲垣主事）

保育課（梶山課長、坂田係長）

4 欠席者 清水委員、高木委員、山岡委員

5 同席者 ランドブレイン株式会社（逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の
実施及び集計分析業務受託業者）：伊藤都市政策グループ担当チーム長 鈴木地域経営
チーム主任

6 開催形態 公開（傍聴者 1名あり）

7 議 題

- (1) 子ども・子育て支援施策の実績報告書（令和5年度分）について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査アンケートについて
- (3) 令和6年度子ども・子育て会議年間スケジュールについて

8 配付資料

次第・席次表・委員名簿

資料1 子ども・子育て支援施策の実績報告書（令和5年度分）

資料2-1 各種アンケート概要、現状とニーズ調査などから見える子育て環境の課題

資料2-2 アンケート調査結果（未就学児）

資料2-3 アンケート調査結果（小学生）

資料2-4 アンケート調査結果（中学生・高校生）

資料2-5 事業所アンケート調査結果（幼稚園・認定こども園・保育所）

資料2-6 事業所アンケート調査結果（放課後児童クラブ）

資料3 令和6年度子ども・子育て会議年間スケジュール（案）

参考資料 自治体こども計画策定のためのガイドライン（こども家庭庁作成）

令和5年度 第4回逗子市子ども・子育て会議 会議録（案）

9 議事概要

開会

- ◆ 委員11名が出席。「逗子市子ども・子育て会議条例」第5条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを報告。
- ◆ 同条例第5条第1項の規定に基づき、会長を議長とする。
- ◆ 傍聴者1名途中入場。
- ◆ 会議録署名委員 会長、1番豊田委員、5番小関委員

議題（１）子ども・子育て支援施策の実績報告書（令和５年度分）について

【寶川議長】

事務局より説明願う。

【事務局（鈴木係長）】

《「資料１ 子ども・子育て支援施策の実績報告書」の説明（説明省略）》

【寶川議長】

事務局より、資料１について説明があった。何かご意見等あるか。

【横山委員】

15 ページの子育て援助活動支援事業に関して、支援会員の方が減ってきているが、それに対して、依頼をする方は少しずつだが増えていっている。支援会員の方が減ってきているのはなぜか。

【事務局（鈴木係長）】

支援会員が減ってしまっている直接的な原因はつかめていないが、新会員になるためには研修を受ける必要があり、その研修も１週間に５日間連続して受講しなければならない。仕事をされている方も多く、平日に連続して休みを取ることは現実的に難しい。今年度は、１週間連続してやるのではなく、１週間ごとに１日１コマずつ実施するよう考えている。それで支援会員が多く増えるかは分からないが、まずは入口になる研修を受けやすくする取り組みを行う。

【市川（悟）委員】

８ページの利用者支援事業の③の実施状況に「窓口や電話での問い合わせに、分かりやすく丁寧な対応を心掛けました」とあるが、具体的にどういった問い合わせがあったか。

【事務局（梶山課長）】

保育所の申し込み内容や締め切り等の問い合わせが多くあった。

【小関委員】

質問が３つあり、まず、１つ目。５ページ表の「上記以外」の数字は年々増加しているが、どのような施設か。

２つ目、９ページ（２）地域子育て支援拠点事業の①事業概要に「エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月１回以上）」とある。コロナ禍であまり実現しなかったのかもしれないが、実施してどうだったのか。

３つ目、１９ページ（１０）病児・病後児保育事業について、現在活動休止となっている。希望している保護者の方が多いと思うが、なぜ活動休止になっているのか。市の判断で休止となったのか、問い合わせ等は無かったのか。

【事務局（梶山課長）】

１つ目の質問の「上記以外」の施設は、インターナショナルスクールを含む認可外保育施設が入っている。

【事務局（伊藤課長）】

2 目について、毎回内容を変えているミニ講演会を月 1 回以上実施している。「産後の身体と骨盤ケア」といったお母さんを対象としているものや「ベビーマッサージ」「初めての歯磨き」等の親子で参加できるものを開催している。開催する際は、ホームページに掲載している。

3 目について、病児・病後児保育事業については、今までファミリーサポートセンターにお願いしていたが新型コロナの蔓延によって休止になっている。市とファミリーサポートセンターで再開に向けて話し合いをしたが、預かってくれる支援会員の方が感染症に対して非常に慎重になっている。利用を希望する方から「再開しないのか」という声も届いているが、受ける側の体制が整っていない。無理矢理お願いすることもできないため、別の方法も考えつつ、今は状況を見ているというのが現状である。

【渡邊委員】

6 ページの「令和 5 年度の実施状況」のところで「かまくら幼稚園が令和 5 年度から新制度の幼稚園に移行した」とあるが、かまくら幼稚園は鎌倉市に所在しており、鎌倉の事業所が入っているのはなぜか。

【事務局（梶山課長）】

市外の幼稚園や保育園に行くお子さんも多く、かまくら幼稚園には逗子市のお子さんが通っているため、含まれている。

【渡邊委員】

鎌倉市だけでなく横浜市の幼稚園や保育園に行く場合も、含まれるということでよいか。

【事務局（梶山課長）】

そのとおりである。

【横山委員】

9 ページの「地域子育て支援拠点事業」について、ミニ講演会を月に 1 回以上行っていると話だったが、私も子どもが小さい時によく利用し、歯の衛生等母親に響く講演会が多く、すぐに定員に達する程だった。この講演会の内容はどのように決めているのか。子育て支援センターに来られている人の声を取り入れているのか。

【事務局（佐藤専任主査）】

毎月寄せられたご意見やミニ講演会に参加された方の傾向を確認し、それに沿って関心の多いテーマを取り扱うようにしている。最近では言葉の出が遅い等の相談が多いため、臨床心理士に言葉の発達について話していただくよう調整をした。

【渡部委員】

23 ページの「(13) 多様な集団活動事業の利用支援を行う事業」はどういった事業か。

【事務局（梶山課長）】

幼児教育・保育無償化の対象ではない施設を利用している小学校就学前のお子さんの保護者に対し、利用料の一部を負担するというもの。市内には対象の施設が無く、本市の利用者は市外にある 4 施設を利用している。

【渡部委員】

利用料の一部を補助しているということか。

【事務局（梶山課長）】

利用料の一部で1ヶ月2万円である。

【横地委員】

4と5ページの表にある量の見込みについてです。令和4年度と5年度の実績を比較すると、1号・2号認定における令和4年度の人口の合計が1,239人であるが、令和5年度は1,180人となっており、小さな子どもたちの人口が減っているのが確認できる。これに対し、1号・2号認定の一番下に記載のある過不足分が令和4年5年ともにマイナスとなっている。一方で、6ページの実施状況のところに人口減という記載がないため、過不足分だけを見ると保育園や幼稚園が足りないように捉えることができ、そういった施設を新たに作るという話になってくる。実際はそうではなく、根本的に人口が減っているため、実情を踏まえて、これからのことを考えなければ少し危険である。

減少傾向は令和5年度までの実績であるため大事なことはこれからであるが、既に今年度幼稚園が1つ閉鎖した実績がある。少子化は逗子市だけではなく全国的な大きな問題ではあるが、顕著なことは前面に出したほうが良いのではないか。

【事務局（伊藤課長）】

過不足分については、前回の計画策定時に設定した需要率に基づいて算出した数値であるため、5年が経過するとどうしても乖離が出てくる。今年度作成する計画については、需要率等を見直し、直近の傾向に基づいてこの表を作成する。今お話いただいたご意見やニーズ等を踏まえつつ、より実効性のある計画の作成を目指す。

議題（2）子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査アンケートについて

【事務局（鈴木係長）】

《「資料2-1 各種アンケート概要の説明（説明省略）》

【事務局（ランドブレイン）】

《「資料2-1 現状とニーズ調査などから見える子育て環境の課題」等の説明（説明省略）》

【寶川議長】

事務局より、資料2-2から2-6をまとめた資料2-1について説明があった。何かご意見等あるか。

【小関委員】

1つ目は、アンケートの回収率がかなり低いと感じる。調査方法については、未就学児調査も小学生調査も保護者が対象だと思うが、未就学児には郵送で送っているところ、小学生は小学校を通じて配布しており郵送していない。本人を対象としている中高生も、中学生は学校を通じて配布しているが、高

校生には郵送しており、届け方に差異がある。小学生の特徴としては、学校で配られたものはなかなか保護者に届かないことが多い。作業の割には、手元に届いて回答ができたご家庭が非常に少ない結果となっている。費用の問題はあると思うが、本当にこれでよかったのか。

2つ目は、子どもを育てる環境がかなり孤独化していると感じた。新型コロナの流行もあって、祖父母に預けられない状況が続き、また、小学生調査を見ても、病児・病後児保育施設をコロナ禍で利用できなかった結果、そもそも利用したい人が減ってしまったように見受けられる。さらに、放課後児童クラブへの調査では、施設の充実という意見が挙げられている。施設が減少する一方で利用を希望する子どもが増えており、子どもが居づらい環境になっている。広い施設が必要ではないか。

最後に、相談する先が無い中高生が増えているので、相談先の充実に力を入れて欲しい。

【事務局（鈴木係長）】

回収率についてですが、統計学上 400 件あれば、それ以上増えても信頼度としてはあまり差が生じないということもあり、当然回収率が上がるよう努力すべきではあるが、集計上そこまで影響はないと認識している。

中高生の相談場所についても、検討したいと思っている。

【小野委員】

1つ目は、未就学児や小学生等年代別に調査をしていて、それぞれ5年前の前回アンケート結果と今回結果を比較しているが、世代間の比較は行っているか。例えば、未就学と小学生の子どもがいて両方答えた場合、未就学児のときにはこういうことが凄く助かったが、小学校になってそれが無くなり困る、といったことを把握できれば良いと思う。

2つ目は、課題④で「成長に合わせた切れ目のない相談体制を構築する」とある。感想にはなってしまうが、非常に大事なことだと思う。行政でいうと、現在の仕組みでは対象年齢が異なると担当課も異なることが多い。それぞれ課では、対象となる年代の困りごとや課題を目の当たりにしているので、その層への施策は凄くやりやすいが、前後の年代については手を出しにくい。「子ども子育て」となると成人した後のことはほとんど意識が無くなってしまう。結局、子育ての不安は「自分の子どもは将来大丈夫なのか」ということだと思う。そこを自分たちだけで考えるのは不安であるが、地域社会として頼れる場所があれば、安心に繋がる。課題⑥に書かれているような「地域の協力」は大切であり、子どもたちが大人になった時にも関わってくれるところに、子どものうちから繋いでおくような政策があると良いと思う。

最後に、「子育て環境を取り巻く課題」として課題①から⑧まで並んでいるが、この順序には何か意味があるのか。アンケートの結果の重要度順になっている等、理由があれば教えて欲しい。

【事務局（ランドブレイン）】

1つ目の未就学や小学生等の世代間の比較は現時点行っていないが、未就学と小学生の設問は重なっている部分があるため、その設問について比較することは可能である。また、小学生については、高学年と低学年であればアンケートは同じであるため、比較はできる。中高校生については、聞いている対象が保護者ではなく本人であり、設問がかぶっていないので、比較はできない。

【事務局（伊藤課長）】

会議の最後に参考としてお話ししようと思っていたが、参考資料として配布した、こども家庭庁作成の「自治体こども計画策定のガイドライン」の説明をする。以前から作成について話している「子ども子育て支援事業計画」に加えて、こども基本法というのができた関係で「市町村こども計画」の作成に努めなければならない。こども計画の中には、国が示したもののほかに、子どもの貧困や子ども若者について計画の中に盛り込むことになっている。切れ目のない支援については、社会福祉課地域共生係が先行して取り組んでいるが、今後は子育て支援課が協力をしながら色々なケースに対応していく形になっている。

【事務局（鈴木係長）】

順番は、特に重要度等の意味合いはなく、カテゴリー別に分けて順番に並べた。

【横地委員】

中高生のアンケートが面白いと思った。市への要望のところで、子育て世代の親と同様にまちのハード面が要望として一番多い。次に多いのが生活費の補填や教育費の補助等お金に関すること。子育て世代の親もお金に関することが上位になっており、逗子市は低所得の方が少ない方だという印象があるが、中高生からもそういった回答が出ていることが、凄く印象的である。

良かったと思ったのは、中高生アンケートの将来なりたい職業のところで、50%ぐらいの子になりたい職業があり、そのトップに医療と福祉関係があって、次に教育指導関係が入っている。その次が芸能・マスコミになっているのが面白い。このトップ2に今の中高生たちの意向が見えて、この部分を伸ばすような市の施策や教育の動きがあれば、これからの世の中のためにも良いと思う。福祉系や教育現場の人員不足が大きな課題となっているので、このアンケート結果に凄く心が動いた。

8つの課題のところに、中高生のような若者という文言が1つもなく、子育て世代や子どもたちという表現が多いため、中高生に期待するような文言があると、子ども若者支援という次の計画の方向性に繋がっていくと思う。

【小野委員】

教育現場は批判されることが多いが、子どもたちが評価してくれているのは嬉しいと思う。

【市川（悟）委員】

調査の方法と回収率について、小学校で配っているが、兄弟がいた場合は、1家庭に1通ずつ配付か、それとも兄弟3人いたら3通配付しているのか。

【事務局（鈴木係長）】

市内市立小学校全生徒に1人ずつお配りしたため、兄弟がいる家庭には同じものが人数分配られている。

【市川（悟）委員】

単純に言うと20%ぐらいはダブっていると思う。学校で配って、学校で回収をすれば回収率が上がると思うが。

【事務局（鈴木係長）】

今回のアンケートは学校を通じて配布し、インターネットで答えていただく形にした。紙で回答したい方だけ、個別にご連絡をいただき配布を行った。

【市川（悟）委員】

家に届く率が非常に少ないということを分かっている中で、この方法をとったということで理解した。回収率が悪いような方法をあえて選んで、このアンケートの結果だと理解させていただいた。

もう1つ、課題⑥について、子どもと老人の問題や地域がどうまとまっていくのかという課題がある。私は子ども会の方を支援しているが、逗子市に今子ども会が残っているのは、地域では久木くらい。新型コロナの影響も大きくあるが、各地区がこの30年ぐらいで淘汰され、どういう状況か分からない。災害時にパワーを持っているのは学生や働く方たちだが、高校生以上は普段市外や県外に出ていってしまっている。小学校高学年や中学生の方がしっかり育って繋がりを作れば、全て地域と繋がっていき、いざという時に頼りになると思う。そのコミュニティとして子ども会は非常に良いものだと考えているのだが、どの課が担当になるのか教えていただきたい。

【事務局（中川担当課長）】

子ども会を繋ぐ地域連合に対する金銭的支援は、子育て支援課青少年育成係が担当をしている。久木の連合会のところに子ども会があるため、そちらには補助をしている。地域の自治会町内会を把握し、地域の活動について取りまとめて公表している担当課はあるが、子ども会に関しては、そういった内容を届ける制度がないので、一覧表にあたるものが無く把握しきれていないのが現状である。

【横山委員】

アンケート調査結果をもとに計画案が今後練られると思うが、改善策や今後望むことに関してざっくりとしか見えてこない印象を受けた。例えば、放課後児童クラブに関して望むこととして「施設の充実」と答えている割合が増えているという事実は分かるが、施設の充実は保護者視点でいうと、どういうところが充実されてないのかが分からない。安全確保も「ひやり」とした事例があったのか、こういったところを望んでいるのかっていうところが見えてこない。また、保護者アンケートも計画には必要だと思うが、こども計画策定にあたり、小学生も自分の意見がしっかりあると思うので、中高生と同様に子どもたちの意見を聞く場が、あってもよいのではないかと思う。そのような子どもの意見を取り入れる取り組みや施策は市として何か考えているのか。

【事務局（伊藤課長）】

市町村のこども計画を作っていくにあたり、国からも子どもや若者の意見を入れて欲しいという通知が来ている。最近通知が来たため、本市だけではなく他市町村も含めて、決まっていない状況である。どのようにやるか、どういう形で計画に反映していくか検討しながらやっていく。アンケートをやるのか職員が学校に行って子どもたちに意見を聞くのか等、色々な方法があると思うので、本市でできることは何かを色々考えながら、今年度やっていきたいと思う。

議題（３）令和６年度子ども・子育て会議年間スケジュールについて

【事務局（鈴木係長）】

《資料３ 令和６年度子ども・子育て会議年間スケジュール（案）の説明（説明省略）》

【寶川議長】

事務局より、年間スケジュールについて説明があった。何かご意見等あるか。書面会議も含め今年度は５回実施される。

他も含め、ないようであれば、これで本日の予定の議題は全て終了する。

閉会 以上により議事を終了し、令和６年度第１回逗子市子ども・子育て会議を閉会した。

10 署名

議事の経過及び結果を明確にするためこの会議録を作成し、会長及び議事録署名人は次に署名する。

会長

会議録署名人

会議録署名人
